

高知県立高知城歴史博物館
年 報
第 8 号

令和 5 年度

目 次

はじめに	3
第1章 高知城歴史博物館について	4
1 沿革	4
2 高知城歴史博物館の使命	4
3 管理と運営	5
(1) 施設概要	5
(2) 運営協議会	8
(3) 組織と職員	9
(4) 新型コロナウイルス感染対策について	10
(5) 利用案内	10
(6) 観覧者数	10
(7) 貸会場	10
第2章 高知城歴史博物館事業	11
1 収集保存	11
(1) 山内家資料	11
(2) 収集資料	12
(3) 保存・管理	12
2 調査研究	13
(1) 調査	13
(2) 研究	13
3 公開	14
(1) 閲覧室	14
(2) 資料等貸出・公開	14
4 展示	15
(1) 総合展示	15
(2) 企画展	15
(3) ハンズオン・体験コーナー	21
(4) 展示解説	21
5 教育普及	22
(1) 生涯学習	22
(2) 学校教育との連携	25
6 地域連携	30
(1) 地域活動への協力	30
(2) 地域資料の調査協力	30
(3) 地域研究	30
(4) 地域歴史文化の紹介	32
(5) 高知市中心市街地との連携・協力	33
(6) 高知県歴史文化情報の発信・紹介	34
(7) 地域連携事業の普及・広報	34
7 市町村文化施設連携	34
(1) 市町村文化施設の諸活動に対する支援・協力	34
(2) 市町村文化施設で活用できる専門情報の集約・提供	35
(3) 資料情報の共有化と公開	35

(4) 地域の文化施設活動に関わる人材の育成	35
(5) こうちミュージアムネットワークの事務局担当	36
8 広報	36
(1) 広報	36
(2) 宣伝・広告	38
(3) 誘客の取組	38
(4) 広報イベントの開催	38
9 文化施設連携	42
(1) こうちミュージアムネットワーク	42
(2) 土佐藩・土居関係資料所蔵博物館連携協定	42
(3) 高知お城下文化施設の会	42
第3章 土佐山内記念財団について	43
1 管理と運営	43
(1) 理事会・評議員会	43
2 財団自主事業	43
(1) 土佐藩主山内家墓所管理事業	43
(2) 山内基金	43
(3) 地域の課題解決支援事業	44
(4) 国分寺古文書調査事業	44
資料1 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例	45
資料2 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則	50

はじめに

「子どもたちをより自然に近い環境で育てたい」、「伝統文化を大切にし、未来に向けても自然エネルギーを活用した取り組みをしている町を深く知りたい」、「図書館があるから」、この三つを決め手として、家族5人で移住してきた人の投稿が地元新聞に掲載された。移住して1年、コンサートや神楽などの公演が行われる木造の芝居小屋があることも知った。関東から訪ねてきた父親が、「まだ行くの？もっと奥なの？」と心配するほど山奥の町で、「文化は土佐の山間から」を実感していると綴られ、「文化移住」をすすめている。(令和6年4月29日「高知新聞」)

かつては「文化果つる地」とまでいわれた土佐であるが、今県域を見渡せば、人文・芸術・自然・宗教といった様々な分野の文化施設が活動している。設置目的や活動内容は個性的で、人口比からすれば贅沢な文化環境といってもよい。

加えて近年では、図書館や博物館などの施設における活動に加え、NPOや大学生などによる、新しい文化活動も各地で開催され、従来からの文化の枠組は大きく転回しつつあるように思える。

その一方高知県では、戦後、山間部から都市部への人口移動が急速に進み、多くの村が「廃村」となった。そして今、出生率の低下によって、県域全体での人口減が深刻さを増している。そのような中での先述の投稿は、大きな励ましとなるとともに、そこに重要な発見があることも指摘したい。土佐での暮らしそのものが興味の対象であり、生活と文化を融合してとらえる新しい風が吹き始めているとも感じられるのである。

その上で、県立博物館の運営を委託された我々の使命とは何なのか。「博物館法」が改正されたからというだけではない。社会における文化活動のあり方が変容し、「文化」そのものを多様にとらえる人が確実に増えている。「伝統」とか「歴史」といわれる過去の継承活動にも、新しい担い手が現れて行くことになるのであろう。国内外からの移住者が増えている状況を前に、新しい土佐人のあり方、新しい土佐文化の展開を予感するのである。

変化する社会における博物館のあり方を考えながら模索した、令和5年度の活動をまとめた年報をお届けする。大方のご意見、ご批判を賜りたい。

令和6（2024）年7月

高知県立高知城歴史博物館

館長 渡部 淳

第1章 高知城歴史博物館について

1 沿革

高知城歴史博物館の基幹資料は、土佐藩主山内家資料であることに鑑み、同資料の山内家から高知県への移管作業開始からを沿革として記す。

平成6年12月9日	山内家資料の保存に関する基本方針を山内家と高知県で合意
平成7年4月26日	高知法務局へ（財）土佐山内家宝物資料館設立の登記手続終了
平成7年4月28日	高知県教育委員会から（財）土佐山内家宝物資料館設立許可 出捐者及び出捐金 高知県 7千万円 高知市 3千万円 役員 理事 7名 監事 2名 評議員 10名 財団職員 4名
平成7年4月28日	山内家から高知県へ資料の寄託を受ける 寄託資料内容：『土佐藩主山内家歴史資料目録』（高知県教育委員会、平成3年発刊）分 寄託開始：平成7年5月1日
平成7年5月1日	山内神社と資料館の使用貸借契約の締結
平成7年5月1日	高知県から財団へ資料の管理を依頼される。同日開館
平成8年4月1日	松山尅太郎に代わり筒井作郎が館長代行に就任
平成9年4月1日	山田一郎が館長に就任
平成13年4月1日	山本卓に代わり山田一郎が理事長に就任
平成16年7月23日	山内家から高知県へ資料の移管完了
平成17年4月1日	山田一郎に代わり橋井昭六が理事長に就任
平成17年4月1日	山田一郎に代わり渡部淳が館長に就任
平成17年4月2日	（財）土佐山内家宝物資料館設立十周年を記念し、式典を開催
平成22年1月26日	展示室改修のため、休館（平成22年9月30日まで）
平成22年4月23日	（財）土佐山内家宝物資料館設立十五周年を記念し、式典を開催
平成24年4月1日	公益財団法人へ移行
平成27年3月31日	高知県立高知城歴史博物館への資料移動・展示準備のため、土佐山内家宝物資料館での展示終了

平成28年3月31日	高知県立高知城歴史博物館が竣工する
平成28年5月9日	収蔵庫収蔵棚設置工事、および展示工事（展示ケース、展示造作等）がはじまる
平成28年10月3日	旧土佐山内家宝物資料館から高知県立高知城歴史博物館へ山内家資料約6万7千点を含む、全収蔵資料の移送作業がはじまる（～同年12月2日まで）
平成29年3月3日	高知県立高知城歴史博物館が開館
令和元年6月28日	橋井昭六に代わり田村壮児が理事長に就任
令和3年6月29日	田村壮児に代わり井奥和男が理事長に就任

2 高知城歴史博物館の使命

1. 山内家資料や地域の歴史資料の保存・継承

大名家資料群である山内家資料の分野は「古文書」「美術工芸」「和書漢籍」「古写真」などに及び、いずれも日本有数の質と量を誇り、学術的、文化的に高い価値を有しています。このような貴重な山内家資料を、国民共有の文化遺産として、確実に後世に継承していきます。

2. 近世・近代史研究の拠点として学術研究を推進

山内家資料は一括した形で収集・保管されている全国的にも稀な事例であり、今後の調査によって新たな歴史的発見につながることを期待されています。山内家資料や高知の歴史・文化資料の調査研究を積極的に推進し、大学などの研究機関との連携によって、全国的な学術史研究の拠点の一つとしての役割を果たします。

3. 展示公開などによる全国発信

山内家資料の魅力を伝える常設展示や企画展示・全国巡回展の開催などによって、高知の歴史や文化への理解を深めます。また、学術研究の結果を、研究紀要や資料目録、展示会図録の発刊、学術会議の開催などをとおして広く県内外に向け発信します。

4. 生涯学習や学校教育の活性化への協力

講座や講演会などの開催によって調査研究の結果を生涯学習に活かし、山内家資料を学習教材に活用することなどにより学校教育とも連携を深めます。

5. 歴史や文化を活用した地域振興・観光振興への寄与
学術研究や文化活動の活性化に努め、県内の文化施設や地域と柔軟に連携し、地域独自の歴史や文化を活かしたイベントなどの企画に協力することで、まちづくりなど地域振興や観光振興に寄与します。

※「高知県新資料館基本構想」より

3 管理と運営

(1) 施設概要

館名	高知県立高知城歴史博物館
設置者	高知県
指定管理者	(公財)土佐山内記念財団
開館	平成29年3月3日
所在地	〒780-0842 高知県高知市追手筋2-7-5 Tel : 088-871-1600 Fax : 088-871-1619
主体構造	鉄筋コンクリート造 + 鉄筋コンクリート造 + PCaPC造 + 一部鉄骨造 (中間免震層)
階数	地上3階 (建物高 20.3 m)
設計	日本設計・若竹まちづくり研究所共同企業体 日本設計担当/建築: 松尾和生、鈴木智香子 構造: 清水謙一 設備: 生島宏之、中西剛行
展示	丹青社・高知広告センター資料館実施設計 (展示) 委託業務共同企業体 担当/入江泰照、西山健一、奈良渉太郎、川畑祐一郎
施工	建築主体工事 清水・轟・入交特定建設工事共同企業体 担当/小曾昌一、重田忍、磯部裕行、野口誠、伊賀原賢一、渡部祐也、井澤栄司 電気設備工事 大東・四設特定建設工事共同企業体 担当/竹村公兎、福井康二 空調設備工事 富士古河 E&C・宮崎造工特定建設工事共同企業体 担当/西濱進介、西川良浩 衛生設備工事 昭栄設備工業株式会社 担当/森文男 荷物用・乗用 EV 設備工事 日本エレベーター製造株式会社 展示工事 株式会社丹青社
敷地面積	3983.34㎡
建築面積	2548.81㎡
延床面積	6220.56㎡ (ピロティ等含む)
容積対象	5689.99㎡
延床面積	1階 1641.96㎡ 2階 2159.04㎡ (収蔵庫 999.47㎡) 3階 1888.99㎡ (展示室 777.56㎡)
設計期間	建築主体 平成23年3月~平成24年8月 展示 平成24年2月~平成25年3月
施工期間	建築主体 平成26年2月~平成29年4月 展示 平成28年2月~平成29年1月

外観



1階

総合案内と情報コーナー、ミュージアムショップ、様々な講座や体験教室、催しなどを開催するためのホールなどがある



総合案内

展示室 (3階) の観覧券販売所。館内利用案内



高知県情報コーナー

高知の文化・観光情報を提供



城下町情報コーナー

城下町としてさかえた高知市中心部の歴史や史跡などを紹介



ホール

各種講座やイベントを開催



実習室

工作教室や料理教室などを行う



和室

お茶会や文化体験、季節の催しなどを行う。庭も併設



ミュージアムショップ

オリジナルグッズ、高知県産品のお土産などを販売している



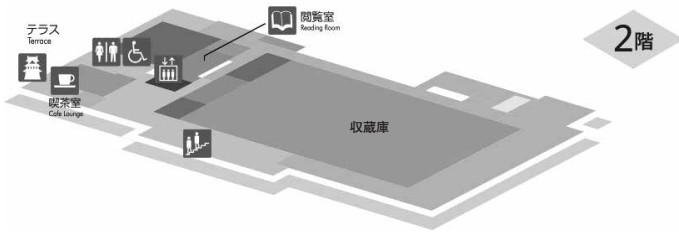
北ステージ

土佐藩時代の大腰掛けをモチーフとした休憩所兼舞台



2階

高知城を眺めながら休憩できる喫茶室、収蔵資料などを閲覧できる閲覧室、資料を安全かつ適切に保管する収蔵庫



収蔵庫

資料を安全かつ適切な環境で保管する



閲覧室

歴史資料（原本・写真帳）の閲覧や参考書の利用ができる研究支援スペース



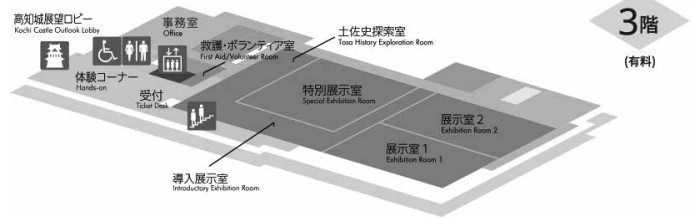
喫茶室

高知城を眺めながら土佐の食材をいかした軽食や飲みものなどを提供



3階

展示室および体験コーナーと高知城を一望できる展望ロビー



高知城展望ロビー

高知城と追手門を一望できる展望スペース



体験コーナー

体験用の兜や陣羽織などを身につけられるほか、季節や展示にあわせた様々な体験ができる



導入展示室

土佐の大年表と土佐国の絵地図にかこまれた展示室への入口



総合展示室Ⅰ～土佐藩の歴史～

戦国から江戸時代を中心とした高知の歴史を紹介



土佐史探索室

高知城や高知の歴史を紹介する映像コーナー



総合展示室Ⅱ～江戸時代の美術と文化～

甲冑や刀剣、能面、茶道具などの大名道具、土佐の学者や文人の著作・書画を展示



特別展示室

年間を通して、季節やテーマごとに多彩な企画展を開催する



(2) 運営協議会

運営協議会は平成11年に発足し、館の運営に必要な具体的事項を協議している。

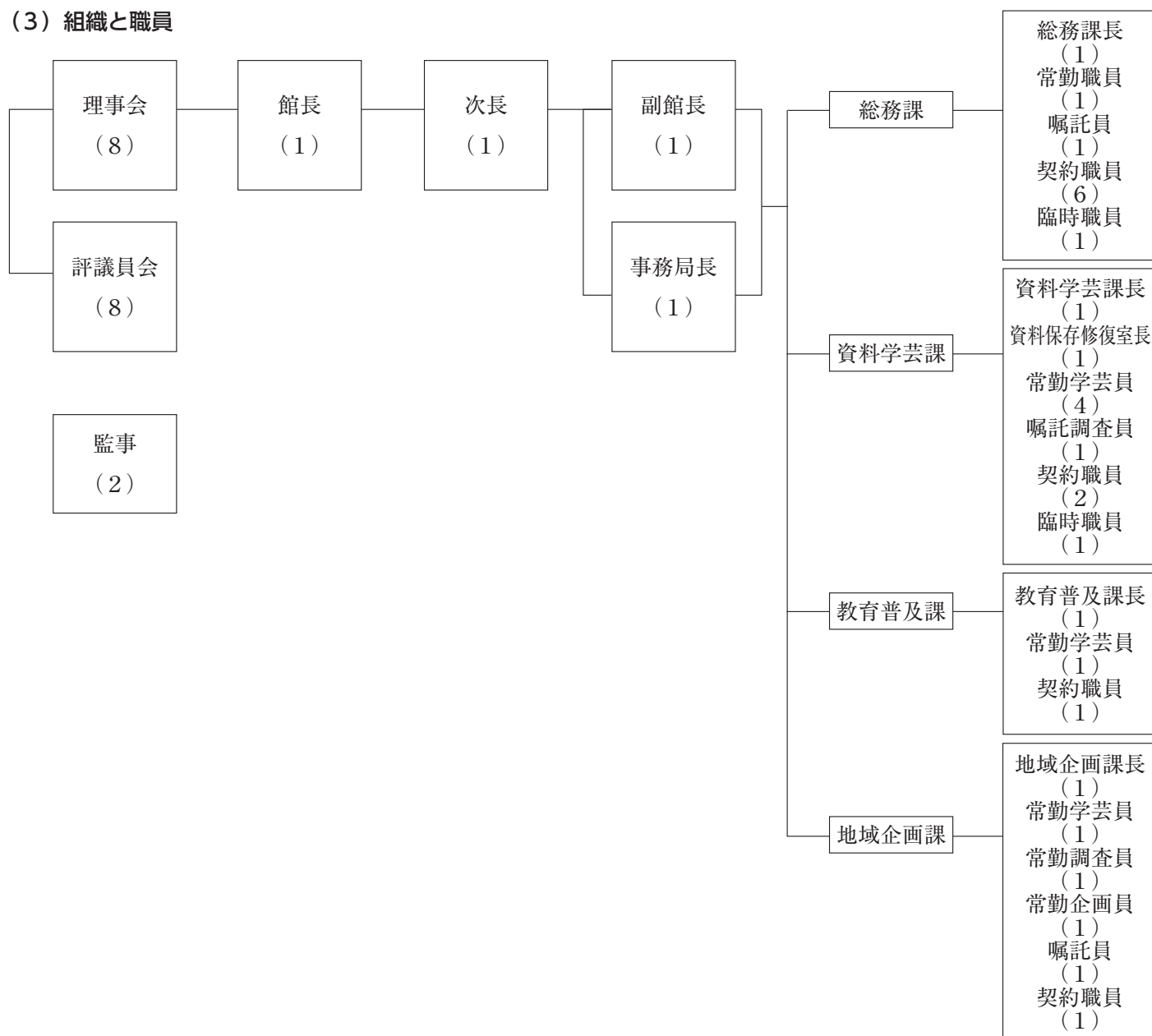
●運営委員 6名（令和6年3月31日現在）

木下くみ子	高知SGG善意通訳クラブ顧問
清原 泰治	高知県立大学地域教育研究センター教授
谷 智子	高知市教育委員
根津 寿夫	徳島市立徳島城博物館長
松井 久美	高知新聞社経営企画部長
望月 良親	高知大学教育学部講師

〈運営協議会〉

- ・令和5年9月19日(火) 午後2時～4時
場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール
報告1 準備会で出された意見や質問に対する回答について
報告2 現状報告について
議題1 入館者問題について
- ・令和6年2月22日(木) 午前10時～正午
場所：オーテピア4階 集会室
報告1 第1回運営協議会で出された意見や質問に対する対応について
議題1 令和6年度の事業について

(3) 組織と職員



館長兼地域企画課長	渡部 淳	
次長	東 好男	
副館長兼教育普及課長	横山 和弘	
事務局長兼総務課長	秋澤 真喜	
主幹	大保 和巳	
嘱託員	中城 沙規	
契約職員	榎本たくみ	
契約職員	橋口 美樹	
契約職員	山崎 朝子	
契約職員	戸田 景子	
契約職員	筒井野理子	
契約職員	永澤 美蘭	R 5.4.1 ~
契約職員	小瀨 美央	~R 6.2.29

資料学芸課長	藤田 雅子	
資料保存修復室長	田井東浩平	
主任学芸員	尾本 師子	
学芸員	高木 翔太	
学芸員	水松 啓太	
学芸員	丸塚花奈子	
嘱託調査員	池田 研	~ R 6.3.31
契約職員	大山 佳織	~ R 6.3.31
契約職員	岩根令以子	
主任学芸員	中屋 真理	
契約職員	津守 玲	R 5.4.1 ~
主任学芸員	片岡 剛	
主任調査員	岡本 麻衣	
主任企画員	筒井 聡史	
嘱託員	黒石 哲夫	R 5.4.1 ~
契約職員	鳥巻 和加	
臨時職員		2名

(4) 新型コロナウイルス感染対策について

令和5年度は、非接触型検温器や消毒器の設置、受付カウンターへのアクリル板の設置等の基本的感染予防のみ行った。

(5) 利用案内

①開館時間

午前9時～午後6時（日曜日は午前8時～午後6時）

※展示室への入室は閉館の30分前まで

②休館日

12月26日～12月31日

③観覧料

●企画展開催期間中

個人……………700円

団体（20名以上）……560円

●その他の期間

個人……………500円

団体（20名以上）……400円

●年間観覧券

2,000円

●高知城とのセット券

当館企画展開催期間中

個人……………900円

その他の期間

個人……………740円

●高校生以下の方は無料

●高知県・高知市長寿手帳をお持ちの方は無料

●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳所持者と介護者1名は無料

(6) 観覧者数

月	一般	団体	セット券	高校生及び 18歳未満の者	長寿手帳	優待	年間観覧券	計	開館日数
4	747	1,563	1,424	257	304	362	7	4,664	30
5	926	1,551	2,186	843	319	483	4	6,312	31
6	661	910	1,377	513	185	370	2	4,018	30
7	679	1,081	1,439	541	230	527	6	4,503	31
8	946	1,249	1,714	1,293	142	775	5	6,124	31
9	817	1,108	1,580	368	229	428	10	4,540	30
10	802	1,393	1,658	514	395	506	15	5,283	31
11	737	1,264	1,653	954	359	505	13	5,485	30
12	360	461	650	273	182	249	7	2,182	25
1	525	689	723	316	415	463	14	3,145	31
2	486	807	1,050	500	244	627	3	3,717	29
3	639	1,769	1,471	465	326	2,721	2	7,393	31
合計	8,325	13,845	16,925	6,837	3,330	8,016	88	57,366	360

※1階、2階の無料フロアを含めた入館者数…144,689人

(7) 貸会場

貸会場	利用者（人）	料金（千円）	利用件数
ホール	2,034	709	68
実習室	143	52	16
和室	113	24	7
北ステージ	644	0	4

第2章 高知城歴史博物館事業

1 収集保存

高知城歴史博物館における主たる諸事業の目的は、旧土佐藩主山内家に伝来した山内家資料をはじめ、近世から近代までに至る高知の歴史文化に関する資料等の保存と活用である。当館の基幹資料である山内家資料は、平成6年に山内家と高知県の合意によって移管がはじまり、現在では約6万7千点の資料全てが高知県の所有となっている。

当館では、これらの貴重な資料を後世に伝えるため、保存活動を最も重視する事業に位置づけ、効果的な保存対策に取り組んでいる。具体的には、保存環境の維持、定期点検、劣化防止策の検討、資料修理の実施等である。平成28年度からは、新館の完成により、高度な収蔵・展示環境のもとで資料の保存が可能になった。

また資料収集においては、山内家資料に限らず、高知県の歴史資料の保存を目的に、収集規定等にもとづいて他家からの寄贈・寄託を受け入れ、必要に応じて購入を行っている。



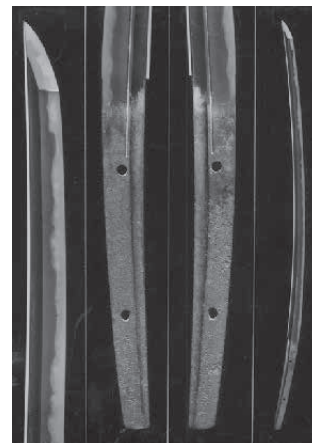
国宝「古今和歌集巻第廿（高野切本）」



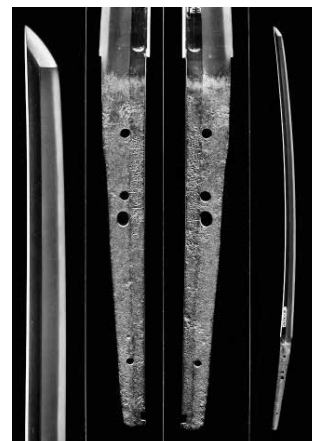
重要文化財「長宗我部地検帳」

(1) 山内家資料

区分	資料群名	点数
山内家資料 (歴史資料)	古文書	30,140
	和書漢籍 (山内文庫)	19,960
	図書	1,834
	古写真	10,014
山内家資料 (美術工芸)	書跡	1,340
	絵画	542
	武器武具	1,044
	漆芸品	489
	茶道具	321
	染織品	219
	能面	149
	金属器	72
	陶磁器	53
	諸道具	573
	その他	81
	合計	
歴史資料		61,948
美術工芸		4,883



重要文化財「太刀 銘 備前国長船兼光 文和四年乙未十二月日 (号一国兼光)」



重要文化財「太刀 銘 備前国長船兼光 建武三年丙子十二月日 (号今村兼光)」

(2) 収集資料 <資料の寄贈・寄託>

資料群名	受入年度	受入形態	種別	主な内容	件数
蒲原氏寄贈資料	令和5年度	寄贈	絵画	明治から昭和初期に活躍した現香我美町出身の日本画家岩井王山の墨画	4
川崎家資料	令和5年度	寄贈	刀剣	刀 無銘（伝川崎伊勢雄への賞典）	1
博田氏寄贈資料	令和5年度	寄贈	和鏡	和鏡 銘 天下一岩崎和泉藤原吉政、和鏡 銘 清水丹後守藤原光定	2
要法寺	令和5年度	寄贈	刀剣	薙刀 銘 陸奥守吉行、刀 銘 陸奥守包重 など	5
刈谷氏寄贈資料	令和5年度	寄贈	古写真他	幕末に城下種崎町で商家を営んだ久保家に伝来した資料群。年譜書1冊のほか、高知城下の写真資料 など	51
倉元家資料	令和5年度	寄贈	古文書	吾川郡長浜の土族倉元家に伝来した資料群。年譜書、安政南海地震関連の資料 など	195
仁尾家資料	令和5年度	寄贈	古文書	江戸時代に高知城下新市町で筆墨商を営んだ仁尾家に伝来した資料群	62
小島家資料	令和5年度	寄贈	古文書	土佐藩士小島家に伝来した古文書・写本類。家業関係資料のほか、長岡謙吉自筆の手紙類 など	41
溝渕氏寄贈資料	令和5年度	寄贈	絵画 書跡	「唐美人図」河田小龍筆、「松日出図」吉村大我筆、「梅竹図」古屋竹原筆 など	5
中村家資料	令和5年度	寄贈	古文書 刀剣他	土佐藩士中村家に伝来した資料群。年譜書、幕末の事件に関する書状類、戊辰戦争時の錦袖章、短刀 など	66
相良氏寄贈資料	令和5年度	寄贈	漆器	昭和期制作の土佐古代塗作品	8
竹村家資料	令和5年度	寄贈	茶道具	志野茶碗、乙御前釜	2
田堀氏寄贈資料	令和5年度	寄贈	書跡	土佐文人（細川潜・笹村良昌）による和歌短冊	2
田所家資料	令和5年度	寄贈 寄託	図書 漆器	美術愛好家田所稔喜氏が収集した図書および土佐古代塗作品 など	23
山下家資料	令和5年度	寄託	絵画	「凌雲閣之図」河田小龍筆	1
濱田家資料	令和5年度	寄託	古文書 絵画	近代に長岡郡岡豊村の村役人を勤めた濱田家に伝来した資料群	13
上岡家資料	令和5年度	寄託	古文書	江戸時代に幡多郡大津村の庄屋を勤めた上岡家に伝来した資料群。庄屋の相続や村民の褒賞に関わる文書 など	90
高知県立高知追手前高等学校	令和5年度	寄託	古文書	蘭和辞典「ドゥーフ・ハルマ」、「漂流記(写)」	2
野中家資料	令和5年度	寄託	古文書	野中家系譜	1

令和5年度収蔵資料 総数72,643点（件）（内訳：山内家資料66,831点、寄贈・寄託を含む他家資料5,812点（件））

(3) 保存・管理

① 資料の保存環境管理

■ 温湿度管理

収蔵資料の保存を目的に高い精度の温度・湿度環境を維持するため、当館では、収蔵庫・展示室は24時間空調とし、中央監視盤にて監視を行っている。また展示ケースは、エアタイトケースを採用し、調湿剤による湿度管理を行っている。年間を通じて各箇所温湿度記録計（データロガー）を設置し、日々温湿度の計測を行うとともに、データの分析に基づいて適宜改善を行った。

■ 空気環境管理

収蔵庫・展示室の清浄な空気環境を維持するため、当館では、空調設備に化学吸着フィルターを設置し、外気、及び循環気に含まれる有害ガスを除去している。また定期的に汚染化学物質の測定を行い、監視を行った。

■ 生物被害管理

収蔵庫、及び1階一時保管庫、燻蒸虫菌害処置室内を対象とし文化財害虫の死滅、カビの防除を目的に忌避処理剤による殺虫・防菌作業を5月に

計1回実施した。使用薬剤は、シフェノトリン製剤（ブンガノン）とIPBC製剤（ライセント）を用いた。また調査などのため、新たに搬入した他家資料については、低酸素濃度処理（無酸素パックモルデナイベ）にて適宜殺虫作業を行った。その他、収蔵庫・展示室などに定期的にトラップを設置し、害虫の生息、及び侵入状況の調査を行った。

② 資料の保存修理

■ 資料の修理

資料の劣化の進行速度、研究や展示における利用の頻度などを総合的に判断した上で、緊急を有する資料に対しては、修理を継続的に行っている。令和5年度は、第二期中期計画（令和3年度～令和7年度）に基づいて美術工芸品2件を選定し、修理を実施した。

<令和5年度修理資料一覧>

	資料名	(管理番号)
1	絹本着色「式三番」三幅対	絵画128.1～3
2	紫羅背板地袖斜取り二十三夜月文様陣羽織	染織品47

③ 資料保存修理室の運用

「資料保存修理室」は、当館収蔵資料の保存環境に関する分析・研究、及び簡易修理の実務を担うだけでなく、民間、公的機関を問わず高知県内の資料を対象に保存と修理の相談、支援、及び協力を行う拠点としての役割を担っている。

令和5年度は、昨年度に引き続き「歴史資料保存相談窓口」を開設したほか、収蔵庫、及び展示室の環境調査、新規受入資料のクリーニングと寄贈資料、及び山内家資料等の展示・調査促進を図るため、職員による簡易修理を適宜行った。

■ 歴史資料保存相談窓口

「歴史資料保存相談窓口」は、県内の歴史資料の散逸・消滅を防止することを目的に、個人や団体が所蔵する歴史資料の保存方法や取り扱い方についての相談に答える窓口である。具体的には、資料の現地保存の原則に則り、できるだけ所蔵者自身によって歴史資料等の保存・管理ができるように、保存環境の整備や劣化の予防法等を具体的に紹介、やむを得ない場合は資料の寄贈・寄託を受けることを基本方針としている。

令和5年度は、県内市町村の博物館を中心に施設の保存環境、修理等の助言・協力要請を含め、計6件の相談があった。

◆相談の対象となる資料

県内に伝わる美術工芸品・古文書・書籍のほか、個人の写真・日記・手紙・コレクションなど

◆相談日・時間及び相談方法

午前9時～午後5時（休館日を除く）とし、電話による相談と直接当館に来られた方に対応

■ 歴史資料保存講習会

家庭や地域における資料に対する保護意識の喚起と資料の取り扱い方・保存の技術を紹介する講習会。古文書や書籍、美術工芸品を中心に保存と取り扱いに関する基礎知識の解説を実演をまじえて行った。令和5年度は、当館と安芸市の2会場で開催した。

	開催日	会場等	参加者数
1回目	1月20日(土)	高知城歴史博物館1階ホール	13
2回目 (地域会場)	3月9日(土)	安芸市女性の家 (共催：安芸市教育委員会)	15

時 間：1回目 午前10時～11時30分
2回目 午後2時～3時30分
講 師：田井東浩平（当館職員）

■ 山内家資料保存修理説明会

文化財修理の考え方や理解を深めるため、修理を実施した山内家資料の修理過程と成果を説明する会。令和5年度は「文化財修理の現場－掛軸『式三番』を事例に－」と題して本年度に修理を実施した絵画について報告した。

日 時：令和6年3月16日(土)

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

参加人数：13名

講 師：佐味義之氏（(株)坂田墨珠堂）

2 調査研究

調査研究活動は、公開活用に備えた収蔵資料の基礎調査、県内外に所在する高知県・土佐藩関連の歴史資料の情報収集を主な柱とし、各学芸員が専門分野に応じ分担・計画して取り組んでいる。これらの活動は、魅力的な展示の企画や県民への成果還元を実現するための礎となるものであり、収集保存と並び重視している。

令和5年度は、閲覧室や調査研究室・保存修理室を活動拠点に、以下の事業を行った。

(1) 調査

①収蔵資料調査

新たに寄贈・寄託受入をした資料の仮目録作成を進めた。また、調査により作成・追記した調査カードの情報をデータベースに入力する作業を進めた。調査の成果は、企画展および総合展示の中で公開した。

なお、令和5年度は、文化庁の機能強化による京都移転等により、文化庁歴史資料部門調査官による資料調査は行わなかった。

②館外資料調査

山内家・土佐藩関係資料の調査研究活動を計13回行った。

(2) 研究

研究紀要6号を刊行した。

「高知県立高知城歴史博物館蔵 古筆手鑑（乙）について」・「二代藩主山内忠義所用「白地牡丹唐草文様緞子具足下着」について－戦衣における南蛮服飾の受容－」・「山内容堂の自己像と評価」・「親友」松平春嶽が見た山内容堂」・「土佐藩士・土佐出身志士から見た山内容堂について」・「山内家資料における保存修理の成果について－染織品の修理（2）－」を収録。

3 公開

学術的・文化的に高い価値を有する収蔵資料を国民・県民共有の文化遺産として活用する観点から、展示室での公開以外の手段で資料情報の公開・発信を進めることは当館における重要な使命の一つである。そこで各種メディアへの資料提供、館外への資料貸し出し対応に加え、閲覧室を拠点とした古文書原本・副本や参考図書類を研究利用に供して県内外の研究者、先祖調べなどを目的とする個人調査への協力支援を行った。

(1) 閲覧室

閲覧室では、研究目的の利用者を対象に館蔵古文書・和書漢籍類の原本および副本（写真帳等の二次資料）、公開協定を結んだ館外所蔵の土佐藩・山内家関係資料の副本を公開している。あわせて開架・閉架の参考図書を備え、学芸員・調査員らが来館者の質問に対応しながら適切な図書・資料類を紹介する、リファレンス窓口としての役割を担う。

①概要

開室時間：午前9時～午後5時

閉室日：なし（ただし、当館休館日による休室、資料保存環境維持を目的とした臨時休室日あり）

出納資料：古文書・和書漢籍類原本（特別閲覧／要事前申請）

館蔵古文書類写真帳（当日閲覧可）

他機関所蔵資料写真帳（当日閲覧可）

参考図書類（当日閲覧可）

その他サービス：『山内家史料歴代公紀』網文検索データベースの公開

複写サービス（出納図書・写真帳対象／セルフ式）

②利用状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日

項目		実績
利用者数		275名
内	閲覧申請（館蔵資料副本・参考図書等）	42件
	閲覧申請（他館蔵資料副本）	12件
	複写申請	43件
訳	リファレンス対応 ※電話等の閲覧室利用以外を含む	194件

(2) 資料等貸出・公開

閲覧室での対応のほか、他機関へ所蔵資料の展示貸出やマスコミ等への画像提供を行った。

①資料展示貸出

利用機関名	目的	主な資料	件数
高知県立坂本龍馬記念館	特別展「花と歴史の浪漫土佐」第1部 桂浜シン発見－浦戸湾歴史探訪	浦戸湾風景絵巻、長宗我部地検帳、大政奉還建白書写 等	6
高知県立坂本龍馬記念館	特別展「花と歴史の浪漫土佐」第2部 月と龍馬の桂浜－坂本龍馬像物語	山内一豊銅像、坂本龍馬書簡（溝淵広之丞宛）	2
高知県立歴史民俗資料館	企画展「まつりの花、いのちの木－デザインと道具－」	藤並神社御神幸絵巻、藤並神社大祭図賛、藤並宮御旅所新設行事記	3
長浜市長浜城歴史博物館	特別展「長浜城主・秀吉と歴代城主の変遷」	山内一豊肖像画、見性院肖像画、豊臣秀吉朱印状 等	5
佐川町立青山文庫	特別展「牧野富太郎のいろいろ」	牧野富太郎書状（土居磯之助宛 / 明治26年10月22日付）	1
高知県立文学館	企画展「時代小説と歴史小説展－江戸時代を生きる、今を生きる」	女房奉書	1

②特別資料閲覧

研究を目的とする原物資料の閲覧希望には、資料公開規則にのっとり対応している。令和5年度は、33件の閲覧申請があった。

分類	件数
県内博物館等	8
県外博物館等	4
研究機関等	3
マスコミ	4
個人研究者	14
合計	33

③画像等貸出

分類	件数
展示関係・図録	5
テレビ	14
雑誌・新聞	4
書籍	10
広報誌・ホームページ等	7
報告書・論文等	7
その他	8
合計	55

4 展示

3階展示エリアでは、実物資料を展示する3室を中心に、映像機器やハンズオンなどを加え多様な手法で土佐藩・高知県の歴史や文化の魅力を広く紹介している。重要文化財を含む実物資料の展示公開を柱としながらも休館日なしで資料の入替を行うため、3室を順に休室していくことで資料保存との両立をはかった。

また、展示替えに対応した音声ガイド（日・英）の追加・充実、子ども向けワークシートの制作・配布等により、多言語対応や展示のバリアフリー化、低年齢層にも配慮した展示公開を進めた。

なお、ハンズオンコーナーなど一部の展示は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止あるいは消毒を徹底した運営体制に変更して実施していたが、5類移行後の状況を見て夏休み対応時期から内容の見直しをはかりつつ順次再開した。

<3階展示エリア概要>

高知城展望ロビー：高知城の展望とハンズオン・体験展示を楽しむ交流エリア

土佐史探索室：個別モニター・大型映像によるビデオ上映（6番組）

導入展示（通史）：高知県の古代から現代を大年表と国絵図等により紹介

総合展示室Ⅰ（歴史）：土佐藩の歴史と高知城・城主山内家について学ぶ資料展示室

総合展示室Ⅱ（テーマ）：山内家伝来の大名道具と近世土佐の文化を紹介

特別展示室：季節ごとにテーマを変えた企画展を開催

（1）総合展示

総合展示室Ⅰ・Ⅱにおいて山内家資料を中心とした館蔵品を入替展示。また導入展示エリアでは、年表に合わせて古代・中世・近世の県内遺跡出土の埋蔵文化財を県立埋蔵文化財センター等から借用して展示した。

また、高知県の観光博覧会「牧野博士の新休日」や、ひなまつりに対応して、以下の展示を行った。



展示風景

総合展示室2【ピックアップ 江戸時代の美術と植物】

展示期間：令和5年4月～令和6年3月

展示内容：

高知県の観光キャンペーン「高知県観光博覧会 牧野博士の新休日」にあわせ、総合展示室Ⅱにおいて、伝統的な植物モチーフの工芸品や、牧野富太郎ゆかりの博物図譜などを紹介した。

展望ロビー【昭和初期のひな飾り】

展示期間：令和6年2月18日（日）～3月14日（木）

総合展示室2における特集展示「山内家のひな人形・ひな道具」に合わせ、先年県民より寄贈されたひな飾りを展示した。

（2）企画展

【展示会名 知られざる土佐古代塗 ～土佐二古風ノ漆器アリ～】

展示期間：令和5年3月21日（火・祝）～5月19日（金）

展示内容：

明治時代中頃の土佐で生まれた漆芸品「古代塗」の歴史と製品を紹介する展覧会。新出資料により、誕生の背景から作風確立期（昭和初期）までの様相を明らかにし、これまで研究対象としては採り上げられてこなかった最盛期（戦後）～現在の製品の諸相を提示した。またSNSや小冊子で「古代塗のある暮らし」として、料理の盛り付け例や漆器の手入れ方法などを紹介し、ミュージアムショップでの古代塗製品販売も積極的に行った。

主な展示資料

- ・彩漆蒔絵花鳥図盆
- ・よさこい文銘々皿（個人蔵）
- ・第五回全国山林復興大会記念盆（個人蔵）
- ・桜花文ピルスナー（個人蔵）
- ・俳諧三十六歌仙
- ・篆字帳



チラシ



展示風景

- ・ 4代藩主山内豊昌所用 兎耳形兜
- ・ 7代藩主山内豊惇筆 雪景山水図
- ・ 浅葱麻地丸三柏紋付袴



チラシ

◆関連企画◆

①特別講演会

日 時：令和5年4月2日
午後2時～3時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：池田泰一氏（美祿堂）

参加人数：36名（事前申込制）

内 容：

古代塗の現在唯一の継承者である池田泰一氏に、自身の歩みや古代塗を取り巻く状況、未来への展望などをインタビュー形式で聞いた。また土佐古代塗製品や試作品、道具や材料を来場者に実際に触って貰いながら、質疑応答を行った。

②学芸員によるスライドレクチャー

日 時：令和5年4月24日
午前10時30分～11時

場 所：高知城歴史博物館3階 映像コーナー

参加費：無料（要観覧券）

参加人数：27名

内 容：

展示の内容や展示資料の見所などについて、担当学芸員が解説した。

【展示会名 今年うさぎ年！ 大やまびよんまつり】

展示期間：令和5年6月23日(金)～9月4日(月)

展示内容：

教育普及課との連携による夏休み対応企画展。当館キャラクター「やまびよん」が「おとのさま」の一日を紹介するストーリー構成で、山内家資料を中心とする実物資料を展示。自由研究や家族旅行客、遠足等で来館する小学生を対象に、高知城を遠足で訪れる小学校3年生を想定した解説文とした。

あわせて例年夏休み期間に開催する子供向け企画「やまびよんまつり」を拡充、館内クイズラリーや子供用音声ガイドに加えて各種ワークシートやハンズオン体験等の企画を充実展開した。

主な展示資料

- ・ 4代藩主山内豊昌肖像画



展示風景

◆関連企画◆

①展示をもっと楽しむアイテム

会期中、展示エリアを中心に自由参加型の補助的ガイドコンテンツを用意。年齢・関心度に応じて楽しみながら学べるよう工夫した。〔1〕～〔3〕の企画に参加した高校生以下には記念品を配布し、積極的な参加を促した。

参加人数：1,639名（記念品交換者）

〔1〕企画展限定音声ガイド

場 所：高知城歴史博物館3階 展示エリア

内 容：

やまびよんとおとのさまの会話形式で進む企画展ガイド。総合展示室のやまびよんによる音声ガイドとあわせ、子供向けに展示資料の見所を紹介した。

〔2〕さがしてビンゴ！ YAMAUCHI × FAMILY（やまうちファミリー）

場 所：高知城歴史博物館3階 展示エリア

内 容：

低学年向けの展示室ラリー企画。ビンゴカードに描

かれたヒントイラストを手がかりに山内家資料を探し、秘められた力でやまびよんを強化する。

〔3〕 じょうはくクイズラリー

場 所：高知城歴史博物館1～3階

内 容：

館内各所に設置されたクイズに答え、土佐藩の歴史や博物館の機能を学びながら「ひみつのあいことば」を解き明かす。小学校中～高学年向け企画。

〔4〕 おしえて！おとのさま

場 所：高知城歴史博物館3階 特別展示室

質問人数：208名

内 容：

展示室内に設置した質問ボードで、おとのさまへの質問を受付。回答はホームページと展示室内で掲示した。

〔5〕 ペーパークラフトで「じぶんだけの博物館」をつくろう！

場 所：高知城歴史博物館3階 特別展示室

内 容：

展示室を摸した背景と展示ケース・展示資料のパーツを配布。これらを自由に組み合わせ、オリジナルの展示室を工作する。

〔6〕 コーナー展示「むかしと今をくらべてみよう！」

場 所：高知城歴史博物館3階 特別展示室

内 容：

江戸時代の高知城下町と、現在の町並みを較べるパネル展示。手元にはめくり式のクイズを用意し、当時と現在の変化と継承を学べる参加型の歴史学習コーナーとした。

②夏休み子供向けイベント

(P. ■ 「(教育普及・広報実績)」参照)

〔1〕 わくわく探検！高知城

日 時：令和5年7月23日(日) 午前9時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール、高知城

参加費：無料

参加人数：子供11名(小学生対象)、保護者13名

講 師：中屋真理(当館職員)

協 力：高知県文化生活スポーツ部歴史文化財課

内 容：

高知城の歴史と機能を学びながら現地を見学。当日は非公開箇所も特別公開し、外観だけでは分からない特徴を体感することで参加者の理解を深めた。

〔2〕 自由研究おうえんきかく「寺子屋 じょうはく」

日 時：令和5年7月29日(土)・8月6日(日)

午前9時～正午、午後1時～4時

場 所：高知城歴史博物館3階 展示ロビー

参加費：無料

講 師：当館職員

参加人数：6名(小学生対象)

内 容：

歴史の質問に学芸員が回答。参考書や調べ方を案内し、夏休みの自由研究・調べ学習に取り組む児童へ協力した。

〔3〕 夏休み工作教室「^{かたぞめ}型染」でオリジナルバッグをつくってみよう！

日 時：令和5年8月5日(土)・19日(土)

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 実習室

参加費：800円

講 師：丸塚花奈子(当館職員)

参加人数：25名(小学生対象、各回定員12名)

内 容：

伝統的な染色技法「型染」を体験し、オリジナルトートバッグを制作するワークショップ。参加者が考案した絵柄や館で用意したモチーフを使って型紙を作り、世界で一つだけのバッグが完成した。

〔4〕 わくわく！体験コーナー！

日 時：キッズデー開催日(令和5年7月16日(日)・

29日(土)・8月6日(日)・12日(土)・13日

(日)・14日(月)・20日(日))

各日午前9時～正午・午後1時～4時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加人数：1,981名

内 容：

有人対応による特設ハンズオンコーナー。

〔5〕 親子キャラ弁教室 やまびよん弁当をつくろう

日 時：令和5年8月20日(日) 午前10時～正午

場 所：高知城歴史博物館1階 実習室

講 師：前田勇氏(RKC調理製菓専門学校教員)

参加人数：親子7組15名

参加費：1,000円

内 容：

高知の食材を使い、やまびよんをモチーフにしたオリジナルキャラ弁を作成した。

〔6〕 着ぐるみやまびよんと記念撮影

日 時：キッズデー開催日(令和5年7月16日(日)・

29日(土)・8月6日(日)・12日(土)・13日

(日)・14日(月)・20日(日))

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール・エントランスロビー等

③オリジナルグッズ作成

企画展にあわせ、オリジナルノート・マスキングテープ・アクリルキーホルダー・アクリルスタンド・木製コー

スターを新たに制作、販売した。



アクリルスタンド

④第1回よさこい祭り使用鳴子特別展示

日時：令和5年8月9日(日)～16日(水)

場所：当館1階 エントランスロビー

内容：

コロナ禍で中止・縮小となっていたよさこい祭りの復活を記念し、よさこい祭り・お盆休みの期間限定で行った特別展示。昭和29年開催の第1回よさこい祭りで使用した鳴子（高知漆器製、安藝家蔵）を無料エリアで特別公開した。

改良版・現行品の鳴子を合わせて展示することで、よさこい祭りの歴史と、創意工夫を重ねて今日に至る関係者の熱意を紹介した。



展示風景

【展示会名 高知公園 150年 高知城 ～未来へ伝えたい地域の宝～】

展示期間：令和5年9月16日(土)～12月10日(日)

展示内容：

高知城の公園化が明治政府に認められて150年になることを記念し、開催した企画展。山内一豊による高知城の築城から江戸中期の焼失・再建、明治維新による廃城

とその後の公園整備の過程等について紹介した。合わせて、現存遺構にも注意しながら、高知城の空間構成と各エリアの性格・特徴などについても紹介。また、各種関連行事を開催し、展示図録を刊行するなど、高知城に関する最新の研究成果の普及にもつとめた。

主な展示資料：

- ・高知城城門通行手形（個人蔵）
- ・高知城図絵（高知県立図書館蔵）
- ・高知城天守北面古写真（高知市立市民図書館蔵、松野尾家資料）
- ・天守安永修築棟札（当館蔵、国指定重要文化財〔高知城天守の附指定〕）
- ・二ノ丸御殿 化粧の間欄間（梅の枝の欄間）（高知県蔵）
- ・三ノ丸御殿等指図（安芸市立歴史民俗資料館蔵、高知県指定文化財）
- ・伝下屋敷跡出土 二次被熱瓦類（高知県立埋蔵文化財センター蔵）



チラシ



展示風景

◆印刷・刊行物◆

企画展図録『高知公園150年 高知城 未来へ伝えたい地域の宝』

仕様：A4判、80頁

売価：1,100円（税込み）

◆関連企画◆

①高知城と博物館の連携企画「追手門と詰門の特別見学会」

日 時：令和5年10月1日(日)
午前10時～11時、午後2時～3時

場 所：高知城 追手門・詰門

参加費：無料

参加人数：38名

案 内：高知県文化生活スポーツ部
歴史文化財課職員

内 容：

高知県歴史文化財課の協力のもと、普段は公開されていない追手門と詰門の内部を特別に見学させていただき、各門の構造や役割等に関する理解を深めた。

②記念講演会「高知城の天守・御殿と櫓・城門」

日 時：令和5年10月28日(土)
午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

参加人数：68名

講 師：三浦正幸氏（広島大学名誉教授）

内 容：

全国の近世城郭に関する幅広い見識を背景に、高知城の縄張、御殿の配置、天守・詰門の特徴など、高知城の建築的特徴や文化財的価値等について講演いただいた。

*本行事は、日本の文化講座の第1回目を兼ねる。



記念講演会の様子

③石垣散策会「高知城の石垣 その魅力を探る」

日 時：令和5年11月18日(土)
午前10時～11時30分

場 所：高知城

参加費：無料

参加人数：30名

講 師：吉成承三氏（高知県立埋蔵文化財センター調査課長）

内 容：

高知城石垣の見所や注目点などについて、発掘調査に係わった経験を踏まえ、具体的に説明いただいた。

普段気が付かない部分に、貴重な痕跡があることなど、現地解説ならではの散策会となった。

*本行事は、日本の文化講座の第2回目を兼ねる。

④学校の先生向け展示解説と現地解説「学校で伝えたい高知城の魅力」

日 時：令和5年10月14日(土)
午後1時30分～4時

場 所：高知城歴史博物館・高知城

参加費：無料

参加人数：14名

共 催：高知県教育センター

講 師：横山和弘（当館職員）

内 容：

学校の先生を対象に、展示室と高知城現地での解説を組み合わせ、高知城の見所や魅力について紹介した。

⑤一般向け展示解説

日 時：令和5年9月24日(日)・10月22日(日)・11月26日(日)
午前11時～正午

場 所：高知城歴史博物館3階 特別展示室

参加費：無料（要観覧券）

参加人数：32名

講 師：横山和弘（当館職員）

内 容：

主な展示資料について、その見所や資料的位置づけなどについて解説した。また参加者からの高知城に関する質問にも返答し、展示内容を補足した。

⑥小中学生向け展示解説

日 時：令和5年12月10日(日)
午前11時～11時40分

場 所：高知城歴史博物館3階 特別展示室

参加費：無料（保護者の方は要観覧券）

参加人数：2名

講 師：横山和弘（当館職員）

内 容：

高知城の魅力や面白さ、展示資料の内容等について、小学生向けに解説した。

【展示会名 福をよぶ城博コレクション～わきたつめでたきもの～】

展示期間：令和6年1月1日(月・祝)～3月4日(月)

展示内容：

吉祥文様をあしらった美術工芸品のほか、干支の辰や土佐藩の正月行事に関する資料を展示した。あわせて館蔵の重要文化財4点を展示した。

主な展示資料

- ・河田小龍「三福神」
- ・猿南天文蒔絵枕

- ・狩野益信「龍虎図屏風」(個人蔵)
- ・重要文化財 太刀 号 一国兼光
- ・重要文化財 太刀 号 今村兼光
- ・重要文化財 太刀 銘 国時(掛川神社蔵)
- ・重要文化財 太刀 銘 康光(掛川神社蔵)



チラシ



展示風景

◆関連企画◆

①違いがわかるあなたの名刀大選挙

展示する4振の刀の特徴をキャラクター化。刀の鑑賞方法についてのガイド役とし、会場および特設HPで人気投票を行った。

参加人数：2835名



投票会場

②カード配布

展示資料にちなんだ「もう飲めませんカード」「獺カード」「刀カード(4種)」を配布した。

③学芸員によるスライドレクチャー

日時：令和6年1月7日(日)・2月11日(日)・3月3日(日)

午前10時30分～11時

場所：高知城歴史博物館3階 映像コーナー

参加費：無料(要観覧券)

参加人数：106名(全3回)

内容：

展示の内容や展示資料の見所などについて、担当学芸員が解説した。

【展示会名 自由民権150年記念 政社の時代～民権と反民権～】

展示期間：令和6年3月15日(金)～5月20日(月)

展示内容：

「民撰議院設立建白書・立志社創立」から150年の記念展示。高知県内の自由民権運動を、民権派と反民権派の双方の政社の活動からふり返った。

まず、「自由民権運動のはじまり」と「政社の活動」を通じて、自由民権運動の概要を確認し、そこから、高知・佐川・須崎・中村といった各地の自由民権運動期の特徴を紹介した。政社の活動が分かる資料を展示し、各社で異なる主張や民権派と反民権派が対立した争点を示すことで、当時の人びとが何を大事にして政治活動を行っていたのかを明らかにした。

これまで注目されてこなかった反民権派を含めたことで、総合的に当時の社会をふり返ることができ、自由民権運動期の各地域の特色、地域差などが鮮明になった。

主な展示資料

- ・立志社設立趣意書(高知市立市民図書館蔵)
- ・国会ヲ開設スル許可ヲ上願スル書(片岡家本：個人蔵/高知市立自由民権記念館保管)
- ・盃「自由萬歳」(JA高知県長岡支所蔵)
- ・旗「山嶽倶楽部」(高知市土佐山西川地区蔵/高知市立自由民権記念館保管)
- ・南山社々則草稿(高知県立歴史民俗資料館蔵)
- ・鈴木讓書状(四万十市郷土博物館蔵)
- ・進修社約(須崎市教育委員会蔵)



チラシ



展示風景

◆印刷・刊行物◆

『自由民権運動期 高知県の結社等一覧』

仕様：A4版、64頁

売 価：935円

内 容：

企画展準備時の調査によって確認できた高知県内の結社等383社を紹介したもの。結社等を市町村別に分けて、社名・所在地・設立時期・活動内容・主な会員・会員数・主義などの各項目を記載した。

◆関連企画◆

①展示解説会

日 時：令和6年3月23日(土)

午前11時～12時

場 所：高知城歴史博物館3階 特別展示室

参加費：無料(要観覧券)

参加人数：14名

内 容：

展示の内容や展示資料の見所などについて、担当学芸員が解説した。

(3) ハンズオン・体験コーナー

3階高知城展望ロビーのハンズオン・体験コーナーは、新型コロナウイルス5類移行に伴い、これまで感染拡大防止のため一部休止していた体験を順次再開した。基本的な感染対策を講じながら令和4年度より設置再開した「古今和歌集巻第二十(高野切本)」の水書板書写体験、「藩主の一生」すごろく、山内一豊・見性院パズルに加え、7月21日より兜と陣羽織の着装体験を再開、新型コロナウイルス流行前と同等の運営体制とした。コーナー内には消毒用アルコールとペーパータオルを設置し、体験者が任意で使用できるようにした。

兜着装体験においては、安全な運営を継続するため、破損した兜の修理と、より軽量で安全に扱える兎耳形兜のレプリカの新規製作を行った。このうち新規製作のレプリカを10月19日より設置した。

また、季節に応じた体験として、総合展示室2における特集展示「山内家のひな人形・ひな道具」に合わせて令和6年2月18日より貝合わせ体験を設置した。

令和5年度はハンズオン・体験コーナーの全面再開にあたり内容の見直しを行い、更なる充実をはかるために絵巻物取り扱い体験用の絵巻レプリカ、甲冑パズルなどの製作を進めた。これらは次年度に順次設置予定である。



兜・陣羽織の着装体験コーナー



新規製作した兎耳形兜レプリカ

(4) 展示解説

団体来館者や関係機関の職員等の要望に対して、博物館の理解向上と満足度向上のためのサービスとして展示解説を行った。

月	件数	人数	月	件数	人数
4月	2件	42名	10月	3件	89名
5月	3件	91名	11月	7件	96名
6月	3件	67名	12月	3件	45名
7月	2件	25名	1月	1件	62名
8月	0件	0名	2月	1件	20名
9月	3件	36名	3月	0件	0名

合計件数 28件 合計人数 573名

5 教育普及

(1) 生涯学習

博物館は大人から子どもまでの幅広い年代や様々な国籍の人々が訪れ、興味関心のある分野やその度合いも多様である。博物館を訪れるあらゆる人々に博物館が開かれ、そして生涯を通じて博物館を利用してもらえるよう、様々な利用者層に対し日本や高知の歴史、文化に触れることができる講座、催しを多種多様に開催した。

①城博講座（一般向け講座）

日本と土佐の歴史や美術、文化財等をテーマにして各種講座を開催した。令和5年度は、新型コロナウイルスに係る制限の緩和を受け、定員を60名（当日先着順）に増やして開催した。また、当日参加できなかった方には、後日講座の配布資料を郵送した。

◆古文書講座

年間テーマ「古文書解読入門」

古文書講座は、江戸時代の古文書を主な教材として、基礎的な読解力を習得することを目的に開催している。令和5年度は、くずし字を読むための初歩的な知識と読み解くための技術等を紹介した。

開 講 日：奇数月の第2土曜日

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：藤田雅子（当館職員）

	開講日	題目	参加人数
1回	5月13日	古文書を「見る」から「読む」へ	39
2回	7月8日	拾い読みから始めましょう	32
3回	9月9日	漢字と仮名	33
4回	11月11日	辞書の使い方	36



講座風景

◆歴史講座

年間テーマ「歴史のなかの高知城」

高知公園150年の節目に合わせ、高知城の築城から廃城、現在につながる公園整備までの歩みを紹介した。

開 講 日：偶数月の第2土曜日

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：横山和弘・高木翔太・水松啓太（当館職員）

	開講日	題目	参加人数
1回	6月10日	土佐藩政の始まりと高知城の築城	54
2回	10月14日	享保の大火と高知城の再建	54
3回	12月9日	高知城での暮らしと儀礼	52
4回	2月10日	高知城の廃城と公園整備	55

◆美術工芸講座

年間テーマ「交わる美術」

山内家伝来の美術工芸品を入口に、世界各国や日本国内における様々な交流を通して生み出されてきた日本の美術工芸品の来歴を紹介した。

開 講 日：奇数月の第4土曜日

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：尾本師子・丸塚花奈子（当館職員）

	開講日	題目	参加人数
1回	5月27日	和と漢のはざまで一書と画一	17
2回	7月22日	機能と美—南蛮服飾と戦衣—	15
3回	9月23日	漆にまつわる人々—近世の漆産業—	26
4回	11月25日	日本美術の否定と自覚—ジャポニスム—	7

◆保存修復講座

年間テーマ「文化財を守る伝統の技と人々」

文化財の修理に欠かせない伝統的な材料や道具をつくる人々を取り上げ、未来に引き継ぐ伝統技術の保護と継承について紹介した。

開 講 日：7月・10月の第3土曜日

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：田井東浩平（当館職員）

	開講日	題目	参加人数
1回	7月15日	文化財修理を支える伝統技術	11
2回	10月21日	文化財の補修紙—土佐和紙を中心に—	6

◆日本の文化講座

年間テーマ「城郭～普請と作事～」

高知公園150年の節目に合わせ、高知城を中心に、近世城郭の縄張・石垣・建造物等について紹介した。

開 講 日：10月～12月の下表の通り

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール（1・3回目）

高知城（2回目）

講 師：三浦正幸氏（広島大学名誉教授、1回目）

吉成承三氏（高知県立埋蔵文化財センター調査課長、2回目）
横山和弘（当館職員）

	開講日	題目	参加人数
1回	10月28日	高知城の天守・御殿と櫓・城門	68
2回	11月18日	高知城の石垣 その魅力を探る	30
3回	12月16日	高知城の縄張	41

②子ども向け（親子向け）講座

小中学生の子どもを対象とした当講座では、子どもたちへ歴史や文化を体験する場を提供し、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会をつくることを目的としている。

令和5年度の夏季の催事は、子ども向けを意識した企画展「今年うさぎ年！大やまびよんまつり」の関連行事として開催した。

◆みる・きく・さわる

「日本の弓」

日 時：令和5年5月5日（金・祝）

午前10時～正午

会 場：高知県立弓道場

参加費：無料

参加人数：子ども22名、保護者28名

講 師：高知県弓道連盟

中屋真理（当館職員）

内 容：

子どもの日にちなみ、昔の武器・武具を体験する講座。はじめに、クイズを交えながら弓矢の歴史や特徴について学んだ後、射場で高知県弓道連盟による演武を見学。続いて、参加者も講師による指導を受けながら、的に向かって弓を引く体験を行った。



行事風景

◆企画展「今年うさぎ年！大やまびよんまつり」

関連行事「わくわく探検！高知城」

日 時：令和5年7月23日（日）

午前9時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール、高知城

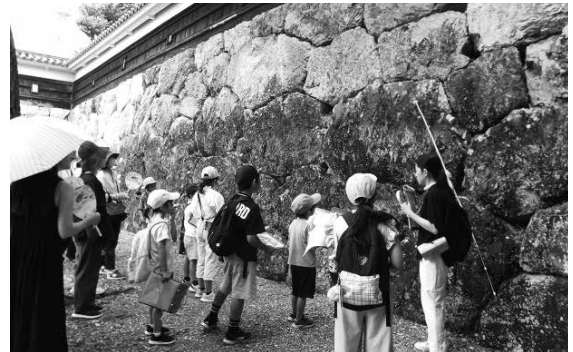
参加費：無料

参加人数：子ども11名、保護者13名

講 師：中屋真理（当館職員）

協 力：高知県文化生活スポーツ部歴史文化財課
内 容：

藩主の居城であった高知城について紹介する催し。地図を見ながら各所を巡り、高知城の歴史や構造についてのクイズに挑戦してもらった。また、高知県文化生活スポーツ部歴史文化財課の協力の下、普段は非公開の追手門内部を訪れ、建物の構造等についても学習した。



行事風景

◆企画展「今年うさぎ年！大やまびよんまつり」

関連行事 夏休み工作教室

「型染でオリジナルバッグをつくってみよう！」

日 時：令和5年8月5日（土）

8月19日（土）

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 実習室

参加費：800円（材料費）

参加人数：子ども25名、保護者19名（2回合計）

講 師：丸塚花奈子（当館職員）

内 容：

染織の歴史や技法について紹介した後、染色技法の一つである型染めの体験を行った。自分の好きな図柄に彫った型紙と博物館で用意した型紙を組み合わせることで染色を行い、オリジナルのバッグを完成させた。



行事風景

◆企画展「今年うさぎ年！大やまびよんまつり」

関連行事

夏休み自由研究応援企画「寺小屋 じょうはく」

日 時：令和5年7月29日(土)
8月6日(日)
午前9時～正午
午後1時～4時

場 所：高知城歴史博物館3階 体験コーナー

参加費：無料

参加人数：6名(2回合計)

講 師：当館学芸員

内 容：

高知城や城下町の歴史等をテーマにした子どもたちの自由研究に対して、学芸員が展示室を案内したり、参考資料を用いて説明をしたりしながら、調べ学習のサポートを行った。



行事風景

(P.17, ②- [2] 参照)

◆みる・きく・さわる

「和菓子づくりを体験しよう！」

日 時：令和5年11月3日(金・祝)
午後2時～4時

場 所：高知城歴史博物館1階 実習室

参加費：一人600円

参加人数：子ども10名、保護者10名

講 師：福留章夫氏(福留菊水堂)

津守玲、中屋真理(当館職員)

内 容：

秋に開催している「みる・きく・さわる」シリーズでは、当館所蔵の「生菓子図案集」所載のデザインを含む2種類の上生菓子作りの製菓体験を行った。作業を通して、菓銘や形に四季の意匠を込めた和菓子の世界を知るとともに、職人の技を体感した。



行事風景

◆開館7周年イベント「城博の日」

「博物館をたんけん！7つの謎をときあかそう！」

日 時：令和6年3月2日(土)

午前10時～

令和6年3月3日(日)

午前10時30分～、午後1時30分～

(各回70分程)

場 所：高知城歴史博物館 各所

参加費：無料

参加人数：子ども15名、保護者7名(3回合計)

講 師：当館教育普及課職員

内 容：

7周年記念にちなみ、博物館の展示や仕事に関する7つの問題を用意。宝物探しの要領で、探検マップを片手に博物館の展示室や裏側を巡りながら7つの問題を解き明かし、宝物(参加記念品)が隠されているゴールを目指した。

(P.40 参照)

③外国人のための日本文化体験講座

外国人を対象とした日本文化に係る体験講座。体験を通して、日本の歴史や文化の理解に役立ててもらうことを目的に開催している。

◆Japanese Cultural Experience

—Incense Ceremony [Kōdō]—

日 時：令和6年3月16日(土)

午後2時～4時

場 所：高知城歴史博物館1階 和室

参加費：300円

参加人数：12名

講 師：東條耀峰氏(香道古心流 師範)

通 訳：ジェームズ・バンブリッジ氏(高知県文化
生活スポーツ部文化国際課 国際交流員)

内 容：

香道の歴史について概説した後、実際に聞香の体験をした。5つの香を聞き分ける「源氏香」を体験していただき、香道のマナーや作法等についても紹介した。



聞香体験の様子

④歴史文化催事 季節の催し

季節折々に食や伝統音楽等を通して、日本や土佐の歴史、伝統文化に親しんでもらうための催しを行っている。

◆梅漬けの会

毎年6月に開催している梅漬けの会は、開催を見送る代わりに、当館のホームページ等でレシピの公開を行った。

◆お月見の会～城博で楽しむ雅楽の調べ～

日 時：令和5年10月1日(日)

午後6時～8時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール・和室、
3階 展示室

参加費：500円

(呈茶希望者は800円)

参加人数：34名

演 奏：繁藤雅陽会

和 菓 子：福留菊水堂

内 容：

十五夜(旧暦の八月十五日)に合わせて、観月の会を開催し、雅楽の演奏や舞を鑑賞した。演奏会後は、月のモチーフがデザインされた美術工芸品の展示を見学したり、当館所蔵の「生菓子図案集」所載の和菓子を抹茶とともに楽しんだりした。



会の風景

◆お正月の会～城博で楽しむ 新春を寿ぐ邦楽の調べ～

日 時：令和6年1月8日(月・祝)

午後1時～4時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール・和室、
3階 展示室

参加費：500円

(呈茶希望者は800円)

参加人数：26名

演 奏：菊由瀬会と都山流尺八のみなさん

内 容：

新春を寿ぐ恒例のお正月の会では、三曲の演奏会を開催。演奏会終了後は、干支や縁起の良い資料が並ぶ展示を見学したり、正月にふさわしい菓銘の和菓子を抹茶とともに楽しんだりした。



会の風景

⑤児童クラブ・幼稚園当等への学習協力

令和5年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止。

⑥教育普及事業 道具備品類等の整備

3階展示フロアにある体験コーナー、子ども向けの講座・催事、学校向けの体験学習等で使用する体験用道具の整備を行った。

⑦生涯学習事業 周知・広報

◆子ども向け ホームページ

主に小学生・中学生を対象に、当館について主体的に調べ、来館への動機づけを目的に、子どもにも分かりやすい構成のページを設けている。

(2) 学校教育との連携

学校教育と博物館の連携・協力を進めることを目的に、博物館の所蔵資料や職員の専門性等をいかして様々な活動を行っている。小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に対しては、利用目的に合わせた学習プログラムを用意し見学の受け入れや出前授業の対応を行っている他、教員向けの学習会・研修会への講師派遣、教材作成への協力等を通して、学校教育の充実に寄与している。また大学等の高等教育に対しても、博物館実習の受け入れ等を行い、教育や学術研究への協力を行っている。

①教育委員会・学校関係者との連携

〈研修会・学習会への協力〉

県内の教育委員会や教員の研究・学習団体が実施する研修会や学習会に、博物館の所蔵資料や調査研究の成果、職員の専門性をいかし、講義を行う等の協力を行っている。

① 教育講座「土佐の参勤交代」

日 時：令和5年7月23日(日)

午後2時～5時

場 所：高知城歴史博物館1階 実習室

主 催：教育講座実行委員会

参加人数：9名

講師：横山和弘（当館職員）

内容：

前半は、館内の案内をしながら、学校来館時の利用方法や体験道具の説明などを行った。後半は、土佐藩の参勤交代について、具体的に概説した。

内を行った。社会科の授業内容を意識し、土佐の歴史を日本史の展開と重ね合わせながら解説した。



研修会の様子

② 教科研究センター講座 特別講座Ⅲ

（郷土資料の活用Ⅰ）

「学校で伝えたい高知城の魅力」

日時：令和5年10月14日（土）

午後1時30分～4時

場所：高知城歴史博物館1階 ホール、高知城

共催：高知県教育センター

参加人数：14名

講師：横山和弘（当館職員）

内容：

地元小学校の副読本にも取り上げられている高知城をテーマに、企画展（高知公園150年「高知城～未来へ伝えたい地域の宝～」）の展示を通して、築城から廃城、公園化に至る歴史を紹介した。その後、高知城を巡見しながら、江戸時代の高知城の姿について解説をした。

*本講座は、企画展「高知公園150年「高知城～未来へ伝えたい地域の宝～」」の関連行事を兼ねる。

(P.19, ④参照)

〈学習内容および教材作成の連携・協力〉

学校教育のさまざまな学習機会に博物館を活用してもらうことを目的に、学校関係者と当館の所蔵資料や職員の専門性をいかした学習内容、教材についての協議を行った。

②小中高等学校への学習協力

〈見学の受け入れ〉

学校の見学にあたっては、展示をじっくり見学したり、「触る」「身につける」「作る」等の体験を交えたりと様々な方法で歴史や伝統文化、文化財等について理解を深められるように多彩な学習プログラムを用意している。

③ 教科研究センター講座 特別講座Ⅳ

（郷土資料の活用Ⅱ）

「自由民権150年」を前に学ぶ高知の自由民権運動」

日時：令和5年11月18日（土）

午後1時30分～4時

場所：高知城歴史博物館1階 ホール

共催：高知県教育センター

参加人数：5名

講師：高木翔太（当館職員）

内容：

自由民権運動の聖地と称される高知の民権運動を取り上げた。自由民権運動の全国史に触れた後、全国一の数を誇った高知の政社の活動を紹介しながら、高知の自由民権運動の特徴について解説を行った。

○見学の受け入れ状況

	件数	人数
小学校	44	1,880
中学校	18	1,004
義務教育学校	1	15
高等学校	18	406
特別支援学校	4	42
合計	85	3,347

※人数には引率者を含む

④ 高知県高等学校教育研究会歴史部会研究会

日時：令和6年2月12日（月・振休）

午前9時～11時30分

場所：高知城歴史博物館

主催：高知県高等学校教育研究会歴史部会

参加人数：10名

講師：水松啓太（当館職員）

内容：

高知県高等学校教育研究会歴史部会が主催している研究会の中で、教科研究への協力として、展示室の案

○対応件数（学習プログラムを活用した件数）

	件数	人数
小学校	40	1,672
中学校	6	399
義務教育学校	1	15
高等学校	17	435
特別支援学校	4	34
合計	68	2,555

※人数には引率者を含む



学校団体案内の様子

〈出前授業・遠隔授業〉

学校が遠隔地にあり当館への来館が難しい場合等は、博物館の職員が学校へ出向く出前授業や、インターネットを介したリモート授業（遠隔授業）を行っている。

【出前授業】

学 校 名：芸西村立芸西中学校 1年生

日 時：令和5年5月10日(水)

午後1時30分～2時30分

場 所：芸西村久重地区（「芸西村山の家」ほか）

人 数：21名

講 師：筒井聡史（当館職員）

内 容：

地域の自然環境等を学ぶ「山の学習」に講師として協力した（当館を含め外部講師3名）。当館からは、芸西村北部の久重地区の概要や過疎問題について紹介した。



出前授業の様子

〈校外学習への協力〉

学校周辺の地域の歴史や高知城・城下町等について、学校が校外学習（現地でのフィールド学習）を実施する際に、要望に応じて、案内を引き受けている。令和5年度は、高知城の現地案内ならびに高知市立潮江南小学校区の史跡案内を実施した。

●高知城の現地案内 4校 167名

上記とは別に、来館見学とともに、高知城の現地案内

を14校、648名に実施している（計18校、815名）。

●高知市立潮江南小学校区の史跡案内

令和3年度に出前授業を行った高知市立潮江南小学校区の団体からの依頼により、高知市立自由民権記念館の学芸員とともに、地域の史跡めぐりの案内役を務めた。

日 時：令和6年3月23日(土)

午前10時30分～正午

場 所：高知市立潮江南小学校区

テ — マ：「潮江地域の史跡巡りをしてみよう」

主 催：地域学校協働・家庭教育支援・世代間交流センター
もうひとつの大きな家族

参加人数：12名

〈教材の貸し出し〉

学校教育の様々な場面で活用してもらえるように、当館では教材用DVDや所蔵資料の複製品等の貸し出しを行っている。

	件数
小学校	2
中学校	0
義務教育学校	0
高等学校	1
特別支援学校	0
合計	3

〈教材シートの提供〉

博物館の周辺にある高知城や城下町のフィールドワークに役立ててもらうことを目的に、教材シートの提供を行っている。

	件数
小学校	20
中学校	6
義務教育学校	1
高等学校	7
特別支援学校	0
合計	34

〈博学連携による学習活動の成果発表展〉

博物館と学校の連携・協力による学習活動の一環として、児童・生徒の学習成果発表展を館内で開催した。

令和5年度は、高知市立第六小学校・土佐女子中学校との連携事業の成果を展示し、また高知県立高知小津高等学校の記念行事にも協力した。

●高知市立第六小学校

学習テーマ：「高知城の魅力を知る」

学年・人数：3年生 33名

担当教員：上杉卓氏

学習内容：高知城の築城と再建、高知城の守りの工夫、高知城の季節ごとの魅力、観光資源としての魅力など

当館の協力内容：子ども向け高知城パンフレットの提供、高知城の現地案内、高知城に関する質問への回答、関係する写真や参考資料の提供など

展示期間：令和6年3月1日(金)～4月6日(土)

展示場所：高知城歴史博物館2階 通路エリア

展示内容：グループごとに作成した高知城の魅力パネルならびに学習後の児童の感想文など

●土佐女子中学校

学習テーマ：「高知城新聞づくり」

学年・人数：1年生 3クラス 116名

担当教員：近藤久美子氏

学習内容：山内一豊と見性院、高知城の歴史と建造物、高知城の石垣、高知城の守りの工夫、高知城の樹木など

当館の協力内容：子ども向け高知城パンフレットの提供、企画展「高知城展」を中心とした展示案内、高知城の現地案内、高知城に関する動画の上映など

展示期間：令和6年3月1日(金)～4月6日(土)

展示場所：高知城歴史博物館2階 通路エリア

展示内容：グループごとに作成した「高知城新聞」「追手門新聞」「山内新聞」などのパネルによる展示



展示風景

●高知県立高知小津高等学校

学習テーマ：「土佐の産業 尾戸焼」

学年・人数：生徒会 1～3年生 5名

担当教員：駄馬綾乃氏

学習内容：郷土の文化を地域の方に紹介することを目的に、尾戸焼についての学習を実施した。地元陶芸家の協力のもと、校内の窯で実際に焼き物を制作するなど、体験的な学習も

実施。なお、この活動は、同校創立150周年記念行事の一環として取り組まれたものである。

当館の協力内容：展示室での尾戸焼の解説、尾戸焼に関する質問への回答、展示パネル作成にあたってのアドバイス、館蔵尾戸焼資料の画像提供など。

展示期間：若鳩祭（文化祭）

令和5年9月22日(金)～9月23日(土)

展示場所：高知県立高知小津高等学校

展示内容：尾戸焼について紹介したパネル展示。

〈職場体験学習の受け入れ〉

中学校・高等学校がキャリア教育の一環として実施している職場体験学習の受け入れをしている。資料の整理や展示の準備、講座・行事の企画、受付での窓口業務など、博物館の管理・運営に係る様々な分野の体験を行っている。令和5年度は、4校11名（中学校2校8名、義務教育学校1校1名、高等学校1校2名）を受け入れ、職場体験学習を実施した。

●高知市立義務教育学校 行川学園

日時：令和5年5月9日(火)～5月11日(木)

人数：1名

●高知市立城北中学校

日時：令和5年7月11日(火)～7月13日(木)

人数：5名

●高知市立大津中学校

日時：令和5年9月27日(水)～9月29日(金)

人数：3名

●高知県立伊野商業高等学校

日時：令和6年1月30日(火)～2月2日(金)



職業体験学習の様子

人数：2名

〈スクール・ミュージアムバス事業〉

多くの学校が博物館を訪れ、児童・生徒たちに高知の歴史や文化にふれてもらえるように、学校が博物館に来館

する際のバス代等の諸経費を当館が一部補助する事業を実施している。令和5年度は、申込みのあった以下の14校を対象に実施した。

- ・芸西村立芸西小学校
- ・高知市立朝倉第二小学校
- ・高知市立一宮東小学校
- ・高知市立昭和小学校
- ・香南市立野市小学校
- ・土佐市立北原小学校
- ・土佐市立高岡第二小学校
- ・南国市立後免野田小学校
- ・南国市立白木谷小学校
- ・南国市立長岡小学校
- ・高知市立旭中学校
- ・高知県立四万十高等学校
- ・高知県立高岡高等学校
- ・高知県立中芸高等学校

③大学との連携・協力 〈博物館実習の受け入れ〉

大学・大学院での学芸員資格課程の必須科目である博物館実習の受け入れを行っている。資料の整理保存、調査研究、展示公開、教育普及、地域連携・地域支援ならびに博物館の管理運営・広報等、博物館の業務全般にわたる実習を実施した。

日 時：令和5年8月23日(水)～8月31日(木)
計8日間（8月27日(日)は休み）

実習生：6大学 12名

愛知学院大学 1名	愛媛大学 1名
高知大学 6名	西南学院大学 1名
徳島文理大学 2名	武蔵野美術大学 1名



博物館実習の様子

〈インターンシップの受け入れ〉

高知県庁が受け入れを行っているインターンシップに協力する形で実施している。令和5年度は、県庁（歴史文化財課）からの依頼を受け、3名の学生を受け入れ、当館の地域連携・地域支援事業についての概要説明と資料の取り扱い実習等を行った。

日 時：令和5年8月29日(火)

受け入れ学生：2大学 3名

高知大学 2名 京都女子大学 1名

〈大学講義への協力〉

大学の教育及び学術研究への協力として、職員の専門性や博物館施設を活用した取り組みを行っている。

- ① 高知大学人文社会科学部
講義名：「日本近世近代史料講読Ⅰ」
講 師：渡部淳（当館職員）
- ② 高知大学人文社会科学部
講義名：「グローバル社会と地域」
講 師：渡部淳（当館職員）
- ③ 高知大学医学部医学教育創造センター
講義名：「学問基礎論」
講 師：渡部淳（当館職員）
- ④ 高知県立大学
講義名：「日本文化論」
講 師：渡部淳（当館職員）
- ⑤ 高知県立大学
講義名：「地域学概論」
講 師：渡部淳（当館職員）

④学校教育事業 普及・広報

〈学校の教員向け 博物館利用案内冊子〉

学校教育で博物館を有効的に活用してもらうことを目的に、学校の見学や出前授業等における博物館の活用方法をまとめた冊子を高知県内の各学校に配布した。

〈学校関係者向け ホームページ〉

学校教育における博物館活用の促進を目的に、学校関係者向けのホームページを作成し、適宜更新を行った。

〈小学校児童向け リーフレット〉

令和5年度は、小学校の児童向けに博物館の楽しみ方や見学時のマナー、館内のフロアマップ等を分かりやすくまとめたリーフレットを制作した。



▲児童向けリーフレット、職員向け案内冊子

6 地域連携

現在、高知県の各地域においては、過疎高齢化といった社会的問題や地震・津波などの自然災害により、地域の歴史資料や様々な歴史・文化資源が失われようとしている。当館では、先人たちが脈々と受け継いできた歴史と文化を後世へ継承するため、地域の住民や行政、文化施設等と連携・協力し、様々な活動に取り組んでいる。令和5年度は以下の事業を行った。

(1) 地域活動への協力

県内の諸団体が主催の歴史文化に関する学習会や行事等への協力事業、また地域資料に関する相談対応などを行っている。令和5年度は、以下のとおり実施した。

①「地域学実習Ⅰ」

日 時：令和5年7月8日(土)
午後2時～4時
場 所：高知城歴史博物館
主 催：高知県立大学
講 師：渡部淳、田井東浩平(当館職員)
参加人数：19名

②歴史講座

日 時：令和5年7月20日(木)
午後7時～8時30分
場 所：南国市立国府公民館
主 催：南国市立国府公民館
題 目：(1)「国府地区の歴史民俗調査」
(2)「遺跡と文献から読み解く紀氏の歴史
～古代豪族紀氏から紀貫之へ～」
講 師：(1) 渡部淳(当館職員)
(2) 黒石哲夫(当館職員)

参加人数：30名
内 容：

土佐国司を務めた紀貫之の祖先について、和歌山県の紀ノ川下流域で大和王権の水軍の主力勢力を担っていた古代豪族「紀氏」に連なることを系譜で示し、古墳時代から平安時代までの紀氏を中心とした政治的動向を遺跡と文献から読み解き説明した。



講座の風景

(2) 地域資料への調査協力

高知県の歴史や文化を後世へ継承することを目的に、各地域の歴史資料の整理保存・調査および調査成果の公開を行っている。令和5年度は以下のとおり実施した。

①旧狩山村資料

現地での維持管理が困難になった高知市鏡地区に伝わる地域資料56点について、寺院関係者より相談を受け記録撮影及び資料調査を行った。

②土佐神社所蔵資料

土佐神社(高知市一宮地区、土佐国一ノ宮)所蔵資料の整理保存・調査について、同社より依頼を受け、継続して実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大により近年は中断していた。令和5年度は、地域学芸員養成講座修了者らのべ25名の協力を得て調査を再開し、土蔵内の収蔵保管資料の仮番号付与・基礎調書作り・撮影を行った。計7日間(令和5年12月16日・12月17日・令和6年1月11日・1月12日・2月23日・2月24日・3月16日)作業を行い、書籍を中心に1,500点余りの資料を確認し、現地調査を終えた。これにより、土蔵内にはおよそ4,000点の明治・大正・昭和時代の帳簿群をはじめ、祭礼用具や書籍など様々な資料が収蔵されていることが明らかになった。



調査風景

③戦争関係聞き取り調査

旧満州引揚者を対象に、渡満の契機や満州での生活、引揚状況を中心とした聞き取り調査を行っている。調査には当館職員の外、崎山ひろみ氏(満州の歴史を語り継ぐ会)、吉尾寛氏(高知大学名誉教授)等が参加している。令和5年度は、1名から聞き取りを行った。

④個人所蔵資料

県内在住の個人の所蔵資料について、令和5年度は1件(仁淀川町)の調査依頼があった。資料の移管先や活用方法について相談を受けたほか、資料の記録撮影を行った。

(3) 地域研究

県内各地の歴史について、調査、編集、講座などを行う事業であるが、過疎や災害、産業や開発などの現在の

な課題を意識しながら活動をしている。令和5年度から、南国市国府地区を事例に、調査内容と調査体制の拡大実験をはじめた。

①地域資料調査（南国市国府地区総合調査）

かつて土佐国国府がおかれ、現在も国分寺が所在する南国市国府地区（国府・比江・左右山の3地区で構成）をとりあげ、歴史と民俗、建造物や文化財、更には人口動態や産業構造までを総合的に調査して、地域の過去と現在を記録する活動を開始した。従前から発刊している『地域記録集 土佐の村々』の拡大版的事業であり、最終的には報告集を発刊する予定。

なお、扱う分野が広範にわたり、且つ国府地区との共同作業も行うため、調査体制も拡大して進めている。

令和5年度に実施した調査は、以下のとおり。

【令和5年度 南国市国府地区総合調査】

- ・祭礼調査（3地区で計11回）
- ・国府地区の神社（八坂神社・熊野神社）の絵馬、棟札、古文書調査
- ・南国市役所で人口、土地関係データ収集
- ・高知県中央木材工業団地協同組合及び（株）遠藤青汁高知センターからの聞き取り

【以下の機関・団体と協力し調査を実施】

- ・高知県史編さん室
- ・高知県立歴史民俗資料館
- ・高知大学人文社会科学部岩佐和幸研究室
- ・国府史跡保存会
- ・国府地区自治会、総代会、南国市立国府公民館
- ・南国市教育委員会生涯学習課
- ・南国市立国府小学校



調査風景

②『地域記録集 土佐の村々』

過疎高齢化の進行等により失われる地域の歴史の記録保存とその後世への継承、また地域の多様な歴史文化の紹介を目的として、江戸時代の村単位で地域を調査研究し「地域記録集」という冊子にまとめる活動を行っている。令和5年度は、冊子の第5号発刊に向けた、基本文献調査を行った。

③地域歴史文化展

地域の歴史文化を調査研究し、その成果を紹介する企画展の定期開催を計画している。令和5年度は次回開催について検討を開始、文献や関係団体等の基礎調査を行った。

④出張講座

県内地域を会場に出張講座を実施している。この講座は、距離的な制約により当館の講座に参加できない方や地域を対象に、歴史資料等を紹介しながら地域の歴史を概説する内容で、毎年2会場で開催している。令和5年度は、以下のとおり開催した。

①須崎市

日時：令和5年9月24日（日）

午前10時～11時30分

場所：須崎市立須崎公民館（交流ひろばすさき）

共催：須崎市教育委員会

題目：「土佐の海～水軍と海防～」

講師：渡部淳（当館職員）

参加人数：17名

内容：

戦国期から江戸時代初期の「海」をめぐる諸問題につき概説した。長宗我部氏の水軍体制が、山内氏により如何に変容したのかを、船奉行の変遷や水軍構成の視点からまとめた。また、近世初期の「浦」が、水主供給の軍事的拠点であることを指摘し、関連資料を紹介した。

②芸西村

日時：令和6年2月18日（日）

午後1時～4時

場所：芸西村村会館

共催：高知県文化スポーツ部歴史文化財課
史編さん室、芸西村

協力：久重会

題目：「地域の歴史と過疎問題について—芸西村久重地区を事例として—」

参加人数：70名

内容：

令和3年度に発刊した『地域記録集 土佐の村々4』でとりあげた安芸郡芸西村久重地区は、高度成長期を機に人口の流出が急速に進み、過疎化の一典型として高等学校の地図帳でも採り上げられた。

県域全体で現在も進行する過疎の問題を、複数分野からの視点で捉えることを企図して、講演会形式で出張講座を開催した。参加者には久重地区出身者も多く、会場で令和5年末に最後の住人が山を下りたことを知った。

〈プログラム〉

第一部 久重山村の歴史と「地域記録集 土佐の村々」

①「久重山の歴史」

講 師：渡部淳（当館職員）

②「久重山集落の調査内容について」

講 師：大城友莉奈氏（高知県史編さん室）

第二部 高知県における過疎問題（経済格差・生活利便性・教育問題・集団移転）

③「戦後高知における過疎問題の展開」

講 師：岩佐和幸氏（高知大学人文社会科学部長）

④「久重会に関する調査内容について」

・「過疎と教育問題」

講 師：内田純一氏（高知大学地域協働学部教授）

・「県外との人口移動について」

講 師：宇都宮千穂氏（高知県立大学文化学部教授）



講座風景

(4) 地域歴史文化の紹介

①土佐材ワークショップ

材木の歴史の紹介や地域振興を目的として、土佐材を使った工作教室や体験コーナーを例年実施している。令和5年度は、ゴールデンウィークイベント（P.38, 8 - (4) 参照）の一環として以下のとおり開催した。

行 事 名：「土佐材・木育！ワークショップ」

日 時：令和5年5月4日（木・祝）

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

協 力：県内木材事業者、立川体験交流の会

参 加 費：有料

参加人数：約240名

内 容：

木のスプーンやペンダントづくり、バードカービングなど、高知県の木材を使ったオリジナルグッズづくりを実施した。また、高知県木材普及推進協議会の協力による木のおもちゃコーナーや、地域団体による丸太切り体験コーナーを設置した。

②土佐茶のふるまい

土佐の茶文化・産業の紹介を目的に、県内の茶生産事業者の協力を得て、観光客向けに土佐茶と関連商品の提供・販売を例年実施している。令和5年度は、ゴールデ

ンウィークイベント（P.38, 8 - (4) 参照）の一環として以下のとおり開催した。

行 事 名：「おいしい！土佐茶のふるまい」

日 時：令和5年5月3日（水・祝）

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

協 力：県内茶生産事業者

参加人数：約400名

③地域散策会

地域の史跡や歴史的景観等について当館職員や地元の方が案内する催事を実施している。令和5年度は、以下のとおり開催した。

行 事 名：「大豊町で山と川の歴史・文化を学ぶ一定福寺・立川番所・杉の大スギ・早明浦ダム」

日 時：令和6年3月17日（日）

午前9時～午後5時

場 所：長岡郡大豊町・本山町・土佐町

協 力：定福寺、立川体験交流の会

案 内 人：釣井龍秀氏（定福寺住職）、高田明氏（定福寺）、立川体験交流の会 石川靖朗氏（立川番所御殿保存会前会長）、渡部淳、黒石哲夫、岡本麻衣（当館職員）

参 加 費：2,000円

参加人数：22名

内 容：

- ①定福寺の本堂及び境内にある豊永郷民俗資料館（長宗我部地検帳・江戸時代の地誌による定福寺解説、本堂・持仏堂の仏像見学と解説、郷土資料館での山の生活用具の見学）
- ②立川番所御殿（地元食材を使った食事、立川御殿保存会前会長による御殿案内）
- ③早明浦ダム（「四国の水がめ」といわれる早明浦ダム見学とダム問題に関する意見交換）
- ④杉の大スギ（国の特別天然記念物である大杉と美空ひばり遺影碑・歌碑の見学）



行事風景

④お城下で見る土佐国

県内文化の保存・継承および高知市中心部の活性化に協力することを目的として、高知城や商店街等を会場に、民俗芸能を実演し紹介する「お城下で見る土佐国」を毎年1回開催している。令和5年度は、開館7周年記念企画（P.41, 8 - (4) 参照）の一環として、以下のとおり開催した。

行事名：「お城下で見る土佐国―土佐の神楽」

日時：令和6年3月3日(日)

午後1時30分～3時

場所：高知城歴史博物館 北ステージ

協力：本川神楽保存会、梶原町津野山神楽保存会

参加費：無料（見学自由）

参加人数：約300名

内容：

いの町の本川神楽及び梶原町の津野山神楽（いずれも重要無形民俗文化財）の演舞を実施した。また、各地域の概要及び神楽の紹介パネルを会場に展示した。また、本川地区地域おこし協力隊と津野山畜産公社による、各地域のPRを目的としたブース出店を行った。



行事風景

(5) 高知市中心市街地との連携・協力

①日曜日料理教室

日曜日では出会える食材で作る郷土料理を、実習形式で紹介する「日曜日料理教室」を開催している。令和5年度は、企画展「今年はうさぎ年！大やまびよんまつり」（P.16, 4 - (2) 参照）の関連企画として親子対象のキャラクター弁当づくり教室を実施した。

講座名：「親子キャラ弁教室 やまびよん弁当をつくろう」

日時：令和5年8月20日(日)

午前10時～正午

場所：高知城歴史博物館1階 実習室

講師：前田勇氏（RKC調理製菓専門学校教員）

参加費：1,000円（材料費）

参加人数：15名

内容：

高知の食材を使った当館キャラクター「やまびよん」をモチーフとした弁当づくりを行った。



行事風景

②土曜夜市への参加

高知市中心市街地活性化への協力及び当館のPRを目的に、商店街が主催する夏のイベント「土曜夜市」に例年参加している。令和5年度は、以下のとおり実施した。

日時：令和5年7月1日・8日・15日・22日・29日
の5日間（いずれも土曜日の午後4時～8時）

場所：帯屋町1丁目商店街アーケード

参加費：無料

参加人数：2,720人

内容：

高知県産材製のエアホッケー遊びと歴代藩主をテーマとしたビー玉転がしゲームを実施した。また、当館の広報印刷物を配布しPRを行った。



行事風景

③まちゼミへの参加

高知市中心市街地の地域振興を目的として、高知商工会議所等の主催で「まちゼミ」という催事が行われている。まちゼミは、中心部の参加店がそれぞれの特色を活かした講座を行う催しで、当館も例年参加している。令和5年度は、以下のとおり実施した。

講座名：第16回まちゼミ「バスソルトづくり」

日時：令和5年11月26日(日)、12月3日(日)

午前10時～11時30分

場所：高知城歴史博物館1階 実習室

講師：塩杜氏銀象氏

参加費：500円（材料費）

参加人数：18名

内 容：

塩の種類や製法、高知県における特色などについて解説した後、塩の収穫方法を体験で学びながらバスソルトづくりを行った。



講座風景

④龍馬生誕祭への参加

高知市商店街振興組合連合会より、「第13回龍馬生誕祭」（高知市中心街再開発協議会主催）への出展依頼があり、子ども向けの体験コーナーなどを実施した。

日 時：令和5年11月15日（水）

午後5時～8時

場 所：帯屋町1丁目商店街アーケード

参加費：無料

参加人数：118名

内 容：

刀や兜のレプリカに触れられる体験コーナーを実施した。また、広報印刷物を配布し当館のPRを行った。

⑤高知城・城下町紹介パンフレット

高知城や城下町の歴史文化を紹介する子ども向けの印刷物「高知城探検パンフレット」、「城下町探検パンフレット」を、子ども対象の催しや学校見学の際に配布した。

(6) 高知県歴史文化情報の発信・紹介

①小村データ

高知県内1,000ヵ所以上に及ぶ江戸時代の村単位で、地域の歴史文化情報を検索・閲覧することができる「小村データ」を当館2階の閲覧室で公開している。

②高知県情報コーナー・城下町情報コーナー

当館1階の高知県情報コーナーにおいて、各市町村の史跡や名物、文化施設や催事の情報等を映像や検索端末、印刷物により来館者に対して提供した。

また同1階の城下町情報コーナーにおいて、高知の城下町の歴史や見所、商店街や文化施設の情報等を映像や検索端末、印刷物により来館者に対して提供した。

(7) 地域連携事業の普及・広報

①ホームページ・印刷物

当館ホームページ内に設けている「地域連携」のペー

ジにおいて、地域連携事業の情報発信を行った。また地域連携事業の内容を紹介したパンフレット『地域の歴史と文化の？に高知城博が答えます！』を研修会や行事の際などに配布し周知を図った。

②講習会等

外部主催の講習会や研究会などにおいて、地域連携事業の趣旨や活動事例等を紹介した。なお、講師は渡部淳（当館職員）が担当した。

月	主催	内容	人数
6月6日	高知県立大学	「地域学概論」講師	139名

7 市町村文化施設連携

高知県には多彩な文化施設が存在し、規模の大小・運営の形態・取り扱う分野の違いなど千差万別で、各文化施設の課題も様々である。当館では、こうした各文化施設が有する歴史資料の調査研究の進展、成果の活用によって、各地域の文化活動の充実を図ることを目的とし、様々な活動に取り組んでいる。令和5年度は、以下の事業を行った。

(1) 市町村文化施設の諸活動に対する支援・協力

①相談窓口

市町村文化施設の資料整理・保存、調査、展示・解説など、文化施設において行われる諸分野に関する相談に対応した。情報提供や現地での共同作業のほか、当館では対応できない相談内容については適宜その分野の専門家を紹介するなどした。令和5年度は、地域資料の受け入れ及び調査整理に関するものや、文化施設の保存管理・データ管理に関するもの等24件の相談が寄せられた。また、相談内容によっては、現地へ赴き資料調査や講座・研修への講師派遣等の活動協力を行った。

〈活動協力〉

月	主催	協力内容
4月	四万十町教育委員会	町内旧家に伝わる古文書・美術資料等の保存・受け入れについて相談があり、現地調査及び資料整理等に協力した。
7月	いの町紙の博物館	収蔵されている歴史資料の撮影について相談があり、現地で機材の扱い方及び撮影方法等について助言を行った。
令和6年2月	高知県史編さん室	高知県史編さん事業に関わる「歴史資料調査隊」への資料撮影研修会に講師として協力した。
2月	香美市教育委員会	公民館に残されていた地域の歴史資料や民具資料について相談があり、現地で資料の現状確認と記録撮影を行った。
2・3月	香美市教育委員会	小学校に残されていた戦前からの勤務日誌や古写真の整理について相談があり、地域学芸員養成講座受講者と共に資料整理および撮影を行った。



研修会風景

②所蔵資料目録編成への協力

学芸員の不在や担当職員の不足など諸事情により、収蔵資料目録が刊行されていない施設を対象として、歴史資料目録の刊行に協力した。

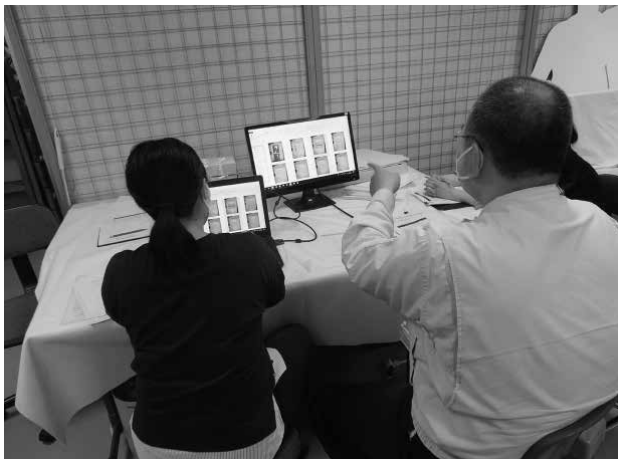
①安芸市立歴史民俗資料館（安芸市）

対 象：有光家資料

期 間：令和4年より2ヶ年（令和5年度公開）

内 容：

最終年度は、対象資料の補充調査と資料撮影を合同で行った。また、現地職員に対し調査カードの入力作業や目録編成作業に関する助言を行った（令和5年度目録公開）。



作業風景

（2）市町村文化施設で活用できる専門情報の集約・提供

①高知に関する研究一覧刊行

明治以降に発表された高知県の歴史・考古・民俗に関する研究・文献情報を網羅的に収集する事業。明治初年～平成30年までの情報はデータベースで順次公開していく予定。令和元年度以降については、隔年毎に目録として刊行予定。令和5年度は、公開及び刊行に向けた情報収集、データ化作業を進めた。明治初年～平成30年までの研究・文献情報については、「高知に関する研究・文献目録データベース」に情報を追加更新（追加分：6,103件）した。また、『高知に関する研究・文献目録（歴史

・考古・民俗）—令和三・四年度—』（令和6年度刊行予定）の刊行準備として原稿作成を行った。

②資料集作成

文化施設で広く利用される歴史資料を活字化し刊行するための事業。令和5年度は、引き続き編集方針の検討及び情報収集を行い候補資料について協議した。

（3）資料情報の共有化と公開

文化施設活動の活性化を目的として、県内の資料情報を一元化し公開する事業。令和5年度は、引き続き県内資料情報の収集とデータ化作業を行った。また、情報公開用データベースを運用し、情報共有化に向けた検討を行った。

（4）地域の文化施設活動に関わる人材の育成

①地域学芸員養成講座

市町村文化施設における協力者を養成することを目的とし、高知県内3箇所（東部・中部・西部）において全10回の講座を実施し、文化施設の諸活動に必要な技術や知識について実習を含め紹介した。令和5年度は、香美市・高知市・津野町で開催した。



講座風景

①東部会場

会 場：香美市中央公民館3階 視聴覚室(香美市)

会 期：毎月第4日曜（全10回）

講 師：片岡剛（当館職員）

登録者：15名

②中部会場

会 場：高知城歴史博物館1階 実習室(高知市)

会 期：毎月第1土曜（全10回）

講 師：片岡剛（当館職員）

登録者：11名

③西部会場

会 場：津野町役場本庁舎2階 多目的ホール

(津野町)

会 期：毎月第3火曜（全10回）

講 師：片岡剛（当館職員）

登録者：18名

※地域学芸員養成講座と同時開催（P.35、7

-（4）-地域学芸員養成講座参照）

（5）こうちミュージアムネットワークの事務局担当

県内の「文化」に関係する団体・個人約80機関が所属する県内最大の文化ネットワーク「こうちミュージアムネットワーク」の事務局を担当し、庶務・経理事務にあたった。

また、高知県地域観光課より依頼を受け、こうちミュージアムネットワーク主催「牧野博士の新休日」関連企画『牧野を生んだ土佐の自然』（令和5年10月～令和6年3月）の連絡調整事務を担当した。



関連企画リーフレット

〈養成講座題目一覧〉

	題目	内容
1	オリエンテーション	博物館略史や関連法規、高知県内外の博物館の現状と課題
2	資料保存	資料を劣化から守るための知識と資料梱包技術
3	資料取扱	古文書のたたみ方や、紐の結び方など料取扱の基礎
4	資料調査	調査カードの採録と資料の撮影方法
5	公開（展示）	展示作業道具の紹介と展示実習、展示準備に必要な郷土史の調べ方
6	普及	博物館が行う生涯学習と学校教育の現状と課題
7	広報	博物館情報を発信するための広報戦略
8	総括	全体のまとめと復習
通年	古文書	資料調査に役立つ古文書解読の基礎と応用

②専門技術に特化した講座

過去の養成講座受講生を対象に、より専門性の高い知識と技術の習得を目指すフォローアップ研修を実施する講座。令和5年度は、地域資料の整理や撮影、調査カードの採録などの技術を高めるため、実習形式で現地調査を行った。

①土佐神社資料調査(全6回)

場 所：土佐神社（高知市）

日 時：第1回（令和5年12月16日）

第2回（令和5年12月17日）

第3回（令和6年1月11日）

第4回（令和6年1月12日）

第5回（令和6年2月23日）

第6回（令和6年2月24日）

（各回：午前9時～午後4時30分）

講 師：片岡剛（当館職員）

参加者：24人（延べ）

②香美市立楠目小学校資料調査（全2回）

場 所：香美市立中央公民館（香美市）

日 時：第1回（令和6年2月25日）

第2回（令和6年3月24日）

（各回：午後1時～4時）

講 師：片岡剛（当館職員）

参加者：15人（延べ）

8 広報

高知城歴史博物館の事業は、保存、調査研究、展示公開、教育普及、さらには地域振興・観光振興への寄与と多岐に渡り、当館はこれに基づいて様々な事業を展開している。広報は、これらの活動に関する情報を特に利用者拡大の視点から横断的かつ統一的に発信するとともに、博物館活動の周知とその社会的意義に対する認知向上、理解向上を促進するために広報活動に取り組んでいる。

令和5年度は以下のような活動を中心に事業を行った。

（1）広報

自主媒体による広報としては、広報紙「城博ニュース」の定期発行、企画展や講座・催し物ごとに制作するポスター・チラシの配布、パンフレットおよび年間スケジュールリーフレットの発行、ホームページおよびSNSを活用した情報発信を行っている。メディア向けには、主に展示や講座・行事等の開催にあわせてプレスリリースを行い、随時取材対応、各種媒体への情報提供を行っている。

①広報紙「城博ニュース」の発行

企画展や講座・催し等の開催情報のほか、当館収蔵資料の魅力や様々な博物館活動を周知する目的で定期的に発行している。



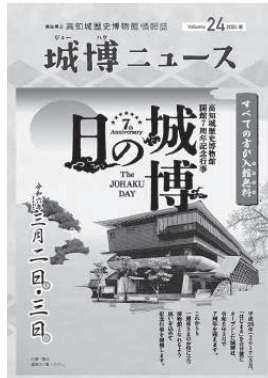
令和5年5月24日号



令和5年9月17日号



令和5年11月24日号



令和6年1月31日号



年間スケジュールリーフレット

②広報ツールの発行

博物館紹介パンフレット、年間スケジュールリーフレットを発行し、年間を通して活用している。また、広報イベントを開催する際にはチラシ等も制作し、広報を行っている。

③ホームページおよび SNS 等の運用

【ホームページ】

ホームページでは、利用案内や施設案内などの基本情報を掲載しているほか、各種お知らせ、展示や講座・催し物の開催情報等を随時更新している。またピックアップ（コラム）ページでは、収蔵資料の紹介や土佐藩の歴史文化に関連する記事を公開している。



ホームページのトップ画面（一部）

【SNS 等】

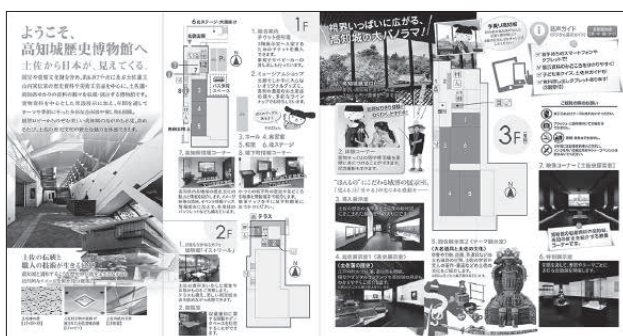
X（旧 Twitter）、Facebook、Instagram のアカウントを運用し、各種お知らせや展示・催し物等の開催情報のほか、学芸員による展示の見どころやミニ知識、博物館の活動紹介などを随時発信している。

また、YouTube でオリジナル動画や CM 映像も公開している。

④メディア対応等

企画展や行事等の開催にあわせて各種メディアへのプレスリリース（告知・取材依頼）を行い、随時事業担当者と協力して取材対応や情報提供等を行った。

また、高知県内での周知を目的に、県発行の広報誌に加えて、県内各市町村が発行する自治体広報誌への情報掲載依頼も定期的に行った。



博物館紹介パンフレット

○放送・掲載実績（主な実績の件数）

事業	テレビ	ラジオ	新聞	広報誌	雑誌	WEB等	計
展示	18	7	97	89	12	7	230
教育普及	2	0	12	47	6	8	75
地域連携	2	2	20	15	2	7	48
館全体・ 広報事業等	7	1	28	44	12	9	101
合計	29	10	157	195	32	31	454

⑤出張広報活動

県民へのPRを目的に外部イベント等に参加している。令和5年度は、高知市中央商店街で開催された「土曜夜市」（7月）、また同商店街等で開催された「第13回龍馬生誕祭」（11月）にブース参加した。（P.33「高知市中心市街地との連携・協力」参照）

(2) 宣伝・広告

テレビCMや広告等を実施し、当館や企画展等の認知向上、誘客促進に取り組んだ。令和5年度は、主に以下の宣伝・広告を実施した。

【ひろめ市場への広告掲出】（令和5年4月1日～令和5年5月31日）



【企画展「高知公園150年 高知城 ～未来へ伝えたい地域の宝～」テレビCM】（令和5年10月18日～24日）



(3) 誘客の取組

①旅行会社へのPR

観光客等の誘客の取組として、随時旅行会社等へのP

Rや旅行商品の企画・造成の促進に取り組んでいる。

令和5年度は、大阪で開催された高知県観光説明会（10月）にて旅行会社との商談会にも参加した。

②高知城敷地内へのPR看板設置

高知城来場者の誘客を目的に、高知城敷地内に当館PR看板を設置している。

(4) 広報イベントの開催

博物館のPRおよび誘客向上を目的に、大型連休等にあわせて日本や高知の歴史や文化をテーマとした様々な企画等を開催している。令和5年度は主に以下の企画を実施した。

①ゴールデンウィークイベント

大型連休にあわせて家族客や観光客等にも博物館を楽しんでいただけるよう以下の企画を開催した。※5月6日・7日に開催を予定していた「伝統工芸品の販売・体験！城博 土佐の市」及び「春のお城下を彩る！中高生パフォーマンス」は荒天により中止した。

①おいしい！土佐茶のふるまい

日 時：令和5年5月3日（水・祝）
午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ
参加人数：約400名
（P.32、6 - （4）参照）

②土佐材・木育！ワークショップ

日 時：令和5年5月4日（木・祝）
午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ
参加人数：約240名
（P.32、6 - （4）参照）

③子どもの日！手裏剣道場

日 時：令和5年5月5日（金・祝）
午前10時～正午、午後1時～3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ
講 師：（一財）日本抜刀道連盟高知支部 興武館
参加人数：約260名



行事風景

④その他

- ・体験コーナー設置（6日～7日、3階ロビー）
- ・キッチンカー出店（4日～6日、北ステージ）
- ・やまびよん着ぐるみ登場（3日～5日、館内）

②夏休みイベント

休みにあわせて家族客や観光客等にも博物館を楽しんでいただけるように下記の企画を実施した。

①ジョーハクキッズデー

日 時：令和5年7月16日(日)・29日(土)、8月6日(日)・12日(土)・13日(日)・14日(月)・20日(日)

参加人数：1,981名（下記体験コーナーの参加人数）

内 容：

小学生以下の子どもの同伴者2名まで観覧無料。また、1階ホールにおいて刀や兜のレプリカに触れられる「わくわく！体験コーナー！」の実施。また、やまびよん着ぐるみによる記念撮影企画を実施した。

②特別イベント

【海イベント】

日 時：令和5年7月16日(日)
午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

参加人数：約250名

内 容：

高知県内7つの水産事業者による物産コーナーを実施。また、高知かつお漁業協同組合の協力による「カツオの一本釣り」体験コーナーを実施した。



行事風景

【山イベント】

日 時：令和5年8月13日(日)
午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

参加人数：約300名

内 容：

高知県内6つの農林産事業者等による物産・体験コーナーを実施。また、高知県木材普及推進協議会の協力による「木のおもちゃコーナー」を行った。その他、外部事業者によるかき氷の出店と氷柱の設置を実施した。



行事風景

③よさこい祭り対応（鳴子の特別展示）

日 時：令和5年8月9日(日)～16日(水)

場 所：高知城歴史博物館1階 エントランス

内 容：

昭和29年開催の第1回よさこい祭りで使用された鳴子の特別展示を実施した。

③正月イベント

正月休みの家族客や帰省客等に博物館を楽しんでいただけるように下記の企画を実施した。

①武士の装い体験

日 時：令和6年1月1日(月)～3日(水)
午前10時～正午、午後1時～3時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

参加人数：611名

②書初め体験

日 時：令和6年1月1日(月)～3日(水)
午前10時～正午、午後1時～3時

場 所：高知城歴史博物館1階 実習室

参加費：無料

参加人数：163名

③新春ステージ・お正月遊び体験等

日 時：令和6年1月1日(月)～3日(水)
午前10時～3時頃

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

出 演：土佐直伝英信流、潮江南校区青少年育成協議会・みなみ連合、高知小津高等学校書道部、椋本神社獅子舞復元保存会、日本抜刀道連盟高知支部興武館

参加費：無料

参加人数：1,085名

内 容：

外部出演者による居合い・抜刀術の演武、獅子舞の演舞、書道パフォーマンスを実施。また、正月遊び体験やオリジナル絵馬販売、書初めやカツオの一本釣り

コーナーを実施した。



行事風景

④土佐凧づくり体験

日 時：令和6年1月3日(水)

午前10時～正午

場 所：高知城歴史博物館1階 実習室

講 師：野市町土佐凧保存同好会

参加費：500円

参加人数：21名

内 容：

土佐凧づくりの工程の内、凧に描く絵の下書きと絵付けなどの体験を実施。また、大型土佐凧の特別展示も実施した。



行事風景

⑤その他

・キッチンカー出店（2日・3日、北ステージ）

④開館7周年イベント「城博の日」

例年、3月初旬の土、日曜日に、開館記念イベントを開催している。令和5年度は、3月2日(土)、3日(日)を観覧料無料とし、以下の記念行事等を開催した。

①学芸員による展示の楽しみ方ミニ解説

日 時：令和6年3月2日(土)午前11時、午後2時
(各回約30分)

3日(日)午前11時、午後2時(各回約30分)

場 所：高知城歴史博物館3階 展示室

参加費：無料

参加人数：131名

講 師：藤田雅子、尾本師子、高木翔太、水松啓太、丸塚花奈子（当館職員）

②バックヤードツアー&保存修復技術の体験

日 時：令和6年3月2日(土) 午前11時30分、午後2時30分
(各回約1時間30分)

場 所：高知城歴史博物館バックヤード、1階和室

参加費：無料

参加人数：28名

講 師：田井東浩平（当館職員）

③記念講座「これからの博物館と地域文化」

日 時：令和6年3月2日(土)

午後1時30分～2時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

参加人数：30名

講 師：渡部淳（当館職員）

④博物館をたんけん！7つの謎をときあかそう！

(P.24, 「博物館をたんけん！7つの謎をときあかそう！」を参照)

⑤歴史資料の保存&取扱い体験コーナー

日 時：令和6年3月2日(土)

午前10時～午後4時

場 所：高知城歴史博物館1階 実習室

参加費：無料

参加人数：約150名

⑥武士のよそおい体験コーナー

日 時：令和6年3月2日(土)

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

参加費：無料

参加人数：約60名

⑦「土佐の歴史と文化」紹介コーナー

日 時：令和6年3月2日(土)、3日(日)

午前10時～午後4時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

参加人数：約200名

⑧写真パネル展示「城博のあゆみ」

期 間：令和6年3月2日(土)、3日(日)

場 所：高知城歴史博物館2階 回廊

⑨7周年記念ステージ

日 時：3月2日(土)・3日(日)

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

出 演：明德義塾中学・高等学校和太鼓部、土佐和

太鼓文化研究所「一響館」龍、高知丸の内
高等学校音楽科、高知大学合唱団

参加費：無料
参加人数：約270名
内 容：

県内の中学・高校・大学生による和太鼓演奏、吹奏
楽演奏、合唱演奏を実施した。



行事風景

①日本文化体験（お呈茶と着付体験）

日 時：令和5年11月12日（日）
午前9時～正午

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ、1階和室
参加費：無料
参加人数：56名
協 力：高知SGG 善意通訳クラブ



当日の様子

⑩「7周年特別企画 ミュージアムコンサート」

日 時：令和6年3月3日（日）
午前11時～11時30分、午後1時～1時30分

場 所：高知城歴史博物館 1階エントランス
参加人数：約160名

演 奏：崎本絵里菜氏（オーボエ）、
城綾乃氏（ピアノ）



当日の様子

②書道パフォーマンス

日 時：令和5年3月20日（水・祝）
午前11時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ
参加費：無料

参加人数：約80名

出 演：土佐女子中学・高等学校書道部



当日の様子

⑪その他

- ・キッチンカー出店（2日・3日、北ステージ）
- ・「土佐の神楽」（お城下で見る土佐国）
（P.33, (4) - ④）参照
- ・「土佐藩主山内家墓所特別公開」
（P.43, 2 - (1) 参照）

⑤外国大型客船寄港にあわせたイベント

高知新港に年間をとおして多数の外国大型客船が寄港
している。主に乗客の外国人観光客を対象とした特別イ
ベントを開催した。

【その他（時節にあわせた特別企画等）】

来館者サービスや誘客向上を目的に時節にあわせた特
別企画を開催している。令和5年度は下記の企画を行っ
た。

「門松づくりの実演会」

日 時：令和5年12月24日（日）
午前10時～10時30分

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ
講 師：西本達弘氏

参加費：無料
参加人数：22名

9 文化施設連携

(1) こうちミュージアムネットワーク

こうちミュージアムネットワークに参加し、事務局、及び幹事館として「地域資料調査部会」を担当した。また観光博覧会「牧野博士の新休日」連携事業「牧野を生んだ土佐の自然」に参加し、連携パネル展およびスタンプリーを行った。

(2) 土佐藩・土居関係資料所蔵博物館連携協定

平成25年、安芸市立歴史民俗資料館、佐川町立青山文庫、宿毛市立宿毛歴史館の3館と「土佐藩・土居関係資料所蔵博物館連携協定」を締結した。この協定は、土佐藩における藩主、土居付家老を主要なテーマの一つとして活動している4館が、資料の整理保存、調査研究、展示公開、教育普及などの博物館活動を連携して実施するために結ばれたもので、当館が事務局を担当している。令和5年度は、今後、従来の4館に四万十町・本山町を加えた6館で連携できるように各所を訪問し、事前調整を行った。

(3) 高知お城下文化施設の会

平成28年、高知市中心部に所在する文化施設の連携組織「高知市中心部文化施設の会（通称：お城下ネット）」が発足した。同会は、高知市中心部の博物館・図書館等の文化施設が相互に連携することにより、各施設が行う事業の充実と利用促進を図り、高知県・高知市の文化振興、観光振興および高知市中心部の活性化に文化面から寄与することを目的としており、事務局である当館の他、オーテピア高知図書館、高知県立文学館、高知城、高知市立龍馬の生まれたまち記念館、高知みらい科学館、横山隆一記念まんが館が参加している。令和5年度は、主な活動として、①合同イベント「第7回お城下文化の日」の開催、②印刷物「令和6年度お城下文化手帳」の編集を以下のとおり実施した。

①「第7回お城下文化の日」

高知市中心部の活性化および文化振興、各施設への誘客促進を目的に「第7回お城下文化の日」を開催し、各施設を会場として「1日限定企画」、「合同ワークショップ」、「まちあるき企画」、「プレゼント企画」を以下のとおり実施した。

開催日：令和5年11月19日(日)

場 所：各施設、帯屋町2丁目商店街アーケード

参加人数：催事全体約1,300名（当館関係419名）

内 容：

当館では1日限定企画として、北ステージにて、刀や兜のレプリカに触れられる体験コーナーを実施した。また、商店街アーケードを会場に開催した合同ワークショップでは、和綴じメモ帳づくりと折り紙でつくるうさ耳兜づくり、くずし字の解読に挑戦できるミニ古文書教室を実施した。また、まちあるき企画では、各

施設の職員が案内人となり、城下町の歴史や文化を解説しながら高知城からはりまや橋までを散策した。その他、来館者にオリジナルグッズ等の記念品を贈呈する企画も各施設において実施した。



合同ワークショップ風景

②「令和6年度お城下文化手帳」

高知市中心部における文化振興、来街者の増加・回遊促進、各施設への入館者増などを目的に、県民及び観光客を対象とした中心部の文化情報を紹介する印刷物「お城下文化手帳」を発行している。令和5年度は、参加施設情報や中心部マップ等の情報を掲載した令和6年度版を編集・発行した。

第3章 土佐山内記念財団について

1 管理と運営

(1) 理事会・評議員会

理事会並びに評議員会では重要事項等を審議している。

●理事 8名 (令和6年3月31日現在)

井奥 和男	高知県社会福祉協議会長
山内 豊功	山内家代表
五藤栄一郎	富士書房代表取締役社長
西山 彰一	宇治電化学工業代表取締役会長
佐竹 慶生	高知放送代表取締役会長
松下 整	高知市教育長
岡村 昭一	高知県文化生活スポーツ部長
渡部 淳	高知県立高知城歴史博物館長

●監事 2名 (令和6年3月31日現在)

廣光 良昭	税理士
吉田 佳史	四国銀行地域振興部長

〈理事会〉

- ・令和5年5月29日(月) 午後2時55分～4時01分
場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール
第1号議案 令和4年度事業報告及び収支決算について
第2号議案 令和5年度第1回評議員会の開催日時及び審議事項について
報告事項① 公益財団法人土佐山内記念財団特定費用準備資金について
報告事項② 理事長の職務執行状況について
- ・令和5年6月16日(金)
第1号議案 理事長の選定について
- ・令和6年3月18日(月) 午後2時55分～3時57分
場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール
第1号議案 令和6年度事業計画及び収支予算について
第2号議案 令和5年度第2回評議員会の開催日時及び審議事項について
報告事項① 令和5年度補正予算について
報告事項② 理事長の職務執行状況について

●評議員 8名 (令和6年3月31日現在)

吉岡 郷継	元テレビ高知理事
広末 幸彦	高知市商店街振興組合連合会理事長
石川 充宏	高知大学名誉教授
釣井 龍秀	NPO法人豊永郷民俗資料保存会理事長
矢木 伸欣	宿毛市立宿毛歴史館長
下司眞由美	愛仁園園長
竹崎 実	高知県教育次長
小笠原直樹	高知県文化生活スポーツ副部長

〈評議員会〉

- ・令和5年6月16日(金) 午後1時53分～3時10分
場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール
第1号議案 令和4年度事業報告及び収支決算について
第2号議案 任期満了に伴う理事・監事の選任について
報告事項 公益財団法人土佐山内記念財団特定費用準備資金について
- ・令和6年3月26日(火) 午後1時55分～3時05分
場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール
第1号議案 令和6年度事業計画及び収支予算について
第2号議案 辞任に伴う理事・評議員の選任について
報告事項 令和5年度補正予算について

2 財団自主事業

(1) 土佐藩主山内家墓所管理事業

公益財団法人土佐山内記念財団は、平成28年3月1日に国史跡に指定された土佐藩主山内家墓所の管理団体となっている。山内家墓所は、経年劣化による墓標表面の剥落や墓域を区切る石垣の崩落等がみられ、文化財保護の観点から早急に保全に努める必要がある。

山内家墓所を確実に後世に継承するため、管理団体として、次の事業を行った。

歴史生き生き！ 史跡等総合活用 整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・枝折れや倒木となる危険性のある支障木の伐採。 ・倒壊の危険性の高い第16代豊範廟門柱の修理。 ・墓域4・9地区の石垣修理に必要な作業道整備によって影響を受ける石段・石垣の現況調査。 ・整備方法等について指導・助言を受けるために土佐藩主山内家墓所整備活用委員会を2回開催。
墓所の保存・活用 その他管理に 関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・墓所内の温湿度環境調査と観測機器の鳥獣害対策の実施。 ・崩壊の恐れのある傾斜地と石垣の変位観測の実施。 ・大雨により倒れた樹木の幹の撤去と残存根元の伐採。 ・墓域10地区南斜面の寒竹の伐採。
墓所公開	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月2日・3日の土曜・日曜に墓所特別公開を実施(37名参加)。

(2) 山内基金

当財団では、平成28年度より、「学術研究・文化学術振興活動助成金」(通称：山内基金)という名称の公募型助成制度を開始した。この制度は、高知県の歴史や文化に関する学術研究あるいは高知県内の地域を対象に文化的活動・教育的活動等を行なう個人もしくは団体の方を対象に、助成金を交付し、高知県における学術・芸術・

文化活動の振興に寄与しようとするものである。

令和5年度 助成採択者

[研究部門]

- ①氏名：早稲田大学教授 遠矢浩規氏
内容：「国事犯・岡崎(羽田)恭輔の出獄後の政治的
経済的活動の研究」

[地域部門]

- ②氏名：三原硯石加工生産組合(壱岐一也氏)
内容：「山内家の文具「硯」の文化と再現構造研究」
- ③氏名：高橋麻矢氏
内容：「長州大工による高知県の社寺建築マッピング
グ」
- ④氏名：土佐ジョン万会(内田泰史氏)
内容：「第8回ジョン万次郎英語弁論大会」

(3) 地域の課題解決支援事業

当財団では、県内で歴史や文化に関する活動等を行っている団体や文化施設の職員、個人等の知識・技術の向上を図り、ひいては地域の文化振興につなげることを目的に「地域の課題解決支援事業」を実施している。令和5年度は、文化施設建設が検討されている地域住民、文化財保護法改正にともなう「文化財保存活用地域計画」の策定に着手した自治体住民をバスで招待し、施設見学や意見交換等を行った。

また、県主催の「第1回土佐の伝統芸能まつり」のサブ会場となったため、同祭関係自治体の住民を招待し祭と施設見学を行った。

[文化施設関係]

- ①高岡郡四万十町
日時：令和6年1月7日(日)
場所：高知城歴史博物館3階 展示室、
高知県立文学館ホール、高知城等
案内人：渡部淳、黒石哲夫(当館職員)
参加費：無料
参加人数：21名

- ②高岡郡中土佐町
日時：令和6年1月22日(月)
場所：高知城歴史博物館3階 展示室等
案内人：渡部淳、黒石哲夫(当館職員)
参加費：無料
参加人数：30名

[地域計画関係]

- ①安芸市
日時：令和6年1月28日(日)
場所：高知城歴史博物館3階 展示室等

案内人：渡部淳、黒石哲夫(当館職員)

参加費：無料

参加人数：11名

- ②安芸郡北川村・馬路村・奈半利町・田野町・安田町

日時：令和6年2月4日(日)
場所：高知城歴史博物館3階 展示室等

案内人：渡部淳、黒石哲夫(当館職員)

参加費：無料

参加人数：18名

[伝統芸能まつり関係]

- ①土佐清水市
日時：令和5年10月8日(日)
場所：高知城歴史博物館及び丸ノ内緑地等
案内人：渡部淳(当館職員)
参加費：無料
参加人数：10名

- ②高岡郡津野町

日時：令和5年10月8日(日)
場所：高知城歴史博物館及び丸ノ内緑地等
案内人：渡部淳(当館職員)
参加費：無料
参加人数：10名

(4) 国分寺古文書調査事業

国分寺(南国市)からの委託事業として、平成26年度から同寺所蔵の古文書調査を進めている(同28年度~令和元年度中断、同2年度再開)。

令和5年度は、令和6年度の資料集発刊に向けて、昨年度から開始した資料翻刻を継続した。

資料 1

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

○高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例 (平成27年7月17日条例第51号)

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例 (設置)

第1条 旧土佐藩主山内家に伝来した山内家資料を核として、近世から近代までに至る高知の歴史文化に関する資料等（以下「資料等」という。）を保存し、調査研究し、展示し、及び教育普及に活用することにより、県民文化の振興に寄与するとともに、県内の文化施設及び地域と連携して歴史及び文化による交流を支援することにより、地域振興及び観光振興に寄与するため、高知県立高知城歴史博物館（以下「博物館」という。）を高知市に設置する。

(指定管理者による管理等)

第2条 博物館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に博物館の管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、博物館の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当であると認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

3 前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に当たっては、知事は、第20条各号に掲げる書類の提出を求め、第21条第1項各号に掲げる選定の基準に照らして判断するものとする。

(休館日)

第3条 博物館の休館日は、12月27日から翌年の1月1日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第4条 博物館の開館時間は、月曜日から土曜日までは午前9時から午後6時まで、日曜日は午前8時から午後6時までとする。ただし、博物館のホール、実習室及び和室にあつては、午前9時から午後10時までとする。

2 知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を得た範囲内で、指定管理者が必要があると認めるときは、事前に知事に届け出ることにより第1項に規定する開館時間を延長することができる。

(施設の利用の許可等)

第5条 博物館のホールその他の施設（その附属設備を含む。以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。以下この条並びに次条から第8条まで及び第10条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 利用の目的が博物館の設置の目的に反するとき。
(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第10条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

(4) 博物館の管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、利用施設を利用させることが不相当であると認めるとき。

3 博物館の特別展示室その他の展示区画については、指定管理者が特に必要があると認める場合に限り利用を許可するものとする。

4 指定管理者は、第1項の許可に博物館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(写真等の撮影等の許可等)

第6条 博物館において業として写真若しくは映画を撮影しようとする者又は博物館（屋外に限る。）において博物館の設置の目的に関連する催物を行おうとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に博物館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(資料等の撮影等の許可等)

第7条 学術研究その他の目的のため博物館の資料等の撮影、複写、模写、模造等をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、博物館の資料等は、指定管理者が特に必要があると認める場合を除き、博物館以外の場所で利用することができない。

3 指定管理者は、第1項の許可に博物館の資料等の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用する者の責務)

第8条 博物館を利用する者は、博物館の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定

管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可を取り消し、利用等を停止させ、又は第5条第4項、第6条第2項若しくは第7条第3項の規定に基づく許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が第5条第4項、第6条第2項又は第7条第3項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、博物館の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

(利用料金の納付)

第11条 博物館が展示する資料等を観覧する者(以下「観覧者」という。)又は利用者(営利以外の目的で第7条第1項の許可を受けた者を除く。次条及び第16条第1項において同じ。)は、第13条の規定により定められた博物館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)(1件の許可に係る利用料金の額が100円未満となる場合にあつては、100円とし、1件の許可に係る利用料金の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。)を指定管理者に納付しなければならない。ただし、観覧者が、知事が別に定めるところにより交付する高知県長寿手帳を所持する65歳以上の県民その他規則で定める者である場合は、この限りでない。

(利用料金の收受)

第12条 指定管理者は、観覧者又は利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として收受するものとする。

(利用料金の承認)

第13条 利用料金の額は、別表第1に定める基準額、別

表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第1に定める基準額、別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるとき(計算単位当たりの基準額が100円未満である場合にあつては、当該額に1円未満の端数があるとき)は、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。)に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。ただし、企画展に係る1人1回当たり(20人以上の団体である場合を含む。)の利用料金の額については、その都度指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

2 前項の利用料金の額を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第15条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料及び使用料)

第16条 博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合は、第11条本文の規定にかかわらず、観覧者は観覧料を、利用者は使用料(1件の許可に係る使用料の額が100円未満となる場合にあつては、100円とし、1件の許可に係る使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。)を県に納付しなければならない。

2 観覧料の額は、別表第1に定める基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該基準額に加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。)に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において規則で定めるものとする。ただし、企画展に係る1人1回当たり(20人以上の団体である場合を含む。)の観覧料の額については、知事がその都度定めるものとする。

3 使用料の額は、別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるとき（計算単位当たりの基準額が100円未満である場合にあっては、当該額に1円未満の端数があるとき）は、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、規則で定めるものとし、別表第2の1の表備考4及び同表の2の表備考3並びに別表第3の1の表備考4の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

4 観覧料及び使用料の減免及び還付については、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「観覧料及び使用料」と、第14条中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事は、特に必要があると」と、前条中「指定管理者が既に収入として収受した」とあるのは「既に納付された」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事が特別の理由がある」と読み替えるものとする。

（旅行者等の取扱いによる観覧）

第17条 第11条本文及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、当該各号に掲げる者が、第13条の規定により定められた（第14条の規定に基づき減額したときを含む。）利用料金（団体の場合にあっては、その合計額）の9割に相当する金額を利用料金として指定管理者に納付し、又は前条第2項の規定により定められた（同条第4項において読み替えて準用する第14条の規定に基づき減額したときを含む。）観覧料（団体の場合にあっては、その合計額）の9割に相当する金額を観覧料として県に納付しなければならない。

(1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者

(2) 知事が別に定める者

（損害賠償義務）

第18条 博物館を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により博物館の資料等、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第5条に規定する施設の利用の許可等、第6条に規定する写真等の撮影等の許可等、第7条に規定する資料等の撮影等の許可等、第10条に規定する許可の取消し等その他の施設の利用、写真等の撮影等又は資料等の撮影等の許可に関する業務

(2) 第12条に規定する利用料金の収受、第14条に規定する利用料金の減免、第15条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

(3) 博物館の資料等、施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 博物館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の設置の目的を達成するために知事が必要があると認める業務（指定管理者の指定の申請）

第20条 第2条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

(1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

（指定管理者の指定等）

第21条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

(1) 前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）による博物館の管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が博物館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。

(4) 事業計画書による業務の実施により、博物館の設置の目的を達成することができるものであること。

(5) 博物館の設置の目的を理解し、県との連携が十分に図られるものであること。

2 知事は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第22条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次

に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第24条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況並びに観覧者及び利用者の利用等の状況
- (2) 利用料金の徴収の実績
- (3) 業務に係る経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による博物館の管理の実態を把握するために知事が必要があると認めるもの

(業務報告の聴取等)

第23条 知事は、博物館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第24条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

(指定等の告示)

第25条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

- (1) 第21条第2項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第21条第3項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(原状回復義務)

第26条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第24条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった博物館の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第27条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間

が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日（平成28年規則第77号で、平成29年3月4日とする。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条、第18条、第19条（第3号及び第5号に係る部分に限る。）及び第20条から第27条までの規定は平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条第1項に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為、第5条から第7条までの規定による利用等の許可等並びに第13条の規定による利用料金の承認等は、この条例の施行の日前においても、第20条及び第21条並びに第3条ただし書、第4条第2項及び第3項並びに第25条（第3号に係る部分を除く。）、第5条から第7条まで及び第10条並びに第13条、第14条及び第15条ただし書の規定の例により行うことができる。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

3 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表第1（第13条、第16条関係）

区分	基準額	
	1人1回につき	1人年額
	常設展	常設展 企画展
18歳以上の者（高等学校の生徒その他これに準ずる者を除く。）	460円	1,820円

備考 20人以上の団体である場合の常設展に係る1人1回当たりの基準額は、この表の規定にかかわらず、この表に規定する常設展に係る1人1回当たりの基準額に0.8を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

別表第2（第13条、第16条関係）

1 ホール等に係る基準額

区分	基準額			
	基本利用料金			時間外利用料金 (1時間につき)
	午前	午後	夜間	
ホール	5,790円	9,650円	9,650円	1,930円
実習室	3,690円	6,150円	6,150円	1,230円
和室	4,350円	7,250円	7,250円	1,450円

備考

1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「夜間」とは午後5時から午後10時までの間をいう。

- この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日に利用施設を利用する場合の基準額を含むものとする。
- 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に持込み品等を保管するだけのために利用するその間の午後10時から翌日の午前9時までの時間は、含まないものとする。

2 特別展示室に係る基準額

区分	基準額	
	基本利用料金 (午前9時から午後6時まで)	時間外利用料金 (1時間につき)
特別展示室	30,840円	3,420円

備考

- この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日又は日曜日の午前8時から午前9時までの間に利用施設を利用する場合の基準額を含むものとする。
- 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の午後6時から翌日の午前9時まで（翌日が日曜日の場合は、午前8時まで）の時間は、含まないものとする。

3 附属設備に係る基準額

規則で定める額

別表第3（第13条、第16条関係）

- 展示区画（特別展示室を除く。）に係る計算単位当たりの基準額

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額	
		基本利用料金 (午前9時から午後6時まで)	時間外利用料金 (1時間につき)
展示区画（特別展示室を除く。）	許可面積 1平方メートル	140円	16円

備考

- この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日又は日曜日の午前8時から午前9時までの間に利用施設を利用する場合の計算単位当たりの

基準額を含むものとする。

- 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 許可面積が1平方メートル未満であるとき又は許可面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該許可面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。
- 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の午後6時から翌日の午前9時まで（翌日が日曜日の場合は、午前8時まで）の時間は、含まないものとする。

2 業として行う写真の撮影等に係る計算単位当たりの基準額

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額
業として行う写真の撮影	撮影者1人	1日につき 860円
業として行う映画の撮影	撮影機1台	1時間につき 1,720円
博物館の設置の目的に関連する催物の開催	許可面積1平方メートル	1日につき 20円
資料等の撮影、複写、模写、模造等（営利を目的とするものに限る。）	1点	4,910円

備考

- 写真の撮影若しくは催物の開催の期間が1日未満であるとき又は写真の撮影若しくは催物の開催の期間に1日未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数を1日として計算する。
- 映画の撮影の時間が1時間未満であるとき又は映画の撮影の時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 許可面積が1平方メートル未満であるとき又は許可面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該許可面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。

資料 2

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則※別記様式の掲載は省略する。

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

○高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

(平成27年10月13日規則第70号)

改正 平成28年11月29日規則第78号

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立高知城歴史博物館（以下「博物館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成28年条例78号〕

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の利用施設（同項に規定する利用施設をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第2条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の1年前から1月前までの間にこれをしなければならない。ただし、指定管理者（博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第1項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第1項から第3項まで、第8条第1項、第9条第1項及び第3項、第10条第1項及び第4項ただし書、第11条ただし書、第20条ただし書、第21条ただし書並びに第22条において同じ。）が特に認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用許可書の交付等)

第3条 指定管理者は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用許可書は、別記第2号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用の取消しの届出等)

第4条 利用の許可を受けた者は、当該利用施設の利用

を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第5条第1項の利用の許可を受けた事項の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

3 知事に対して提出する前項の利用等変更許可申請書は、別記第3号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用等変更許可書の交付等)

第5条 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があった場合において、利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用等変更許可書は、別記第4号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(写真等の撮影等の許可の申請等)

第6条 条例第6条の写真等の撮影等の許可（以下「写真等の撮影等の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める写真等撮影等許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影等の許可をするときは指定管理者が定める写真等撮影等許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影等の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 知事に対して提出する第1項の写真等撮影等許可申請書は別記第5号様式に、知事が交付する前項の写真等撮影等許可書は別記第6号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(写真等の撮影等の取りやめの届出等)

第7条 写真等の撮影等の許可を受けた者は、当該撮影等を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第6条の写真等の撮影等の許可を受けた事項の変更の許可（次項において「写真等の撮影等の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影等の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影等の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

4 知事に対して提出する第2項の利用等変更許可申請書は別記第3号様式に、知事が交付する前項の利用等

変更許可書は別記第4号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(資料等の撮影等の許可の申請)

第8条 条例第7条第1項の博物館の資料等の撮影、複写、模写、模造等の許可（以下「資料等の撮影等の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める資料等撮影等許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

2 知事に対して提出する前項の資料等撮影等許可申請書は、別記第7号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(資料等撮影等許可書の交付等)

第9条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請があった場合において、資料等の撮影等の許可をするときは指定管理者が定める資料等撮影等許可書を当該申請をした者に交付し、資料等の撮影等の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の資料等撮影等許可書は、別記第8号様式によるものとする。

3 資料等の撮影等の許可を受けた者は、当該資料等の撮影、複写、模写、模造等を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用料金等の納付の時期等)

第10条 博物館が展示する資料等を観覧する者（以下「観覧者」という。）又は利用の許可を受けた者は、条例第11条の規定による利用料金又は条例第16条第1項の規定による観覧料若しくは使用料を、観覧の際は指定管理者が定める観覧券と引換えに、又は第3条第1項の利用許可書若しくは第5条第1項の利用変更許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第17条各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、観覧の後に、利用料金として指定管理者に納付し、又は観覧料として県に納付することができる。

3 知事が交付する第1項の観覧券の様式は、観覧者が個人である場合にあっては別記第9号様式又は別記第10号様式に、20人以上の団体である場合にあっては別記第11号様式によるものとする。ただし、年額の場合にあっては別記第12号様式に、条例第17条各号に掲げる者が取り扱う場合にあっては別記第13号様式によるものとする。

4 観覧券の交付は、午後5時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

第11条 写真等の撮影等の許可を受けた者又は資料等

の撮影等の許可を受けた者（営利を目的とする資料等の撮影等に係るものに限る。）は、条例第11条の規定による利用料金又は条例第16条第1項の規定による使用料を第6条第2項の写真等撮影等許可書若しくは第7条第3項の利用等変更許可書又は第9条第1項の資料等撮影等許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用料金等の納付を要しない観覧者)

第12条 条例第11条ただし書の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者手帳を所持する者
- (2) 療育手帳を所持する者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (4) 戦傷病者手帳を所持する者
- (5) 被爆者健康手帳を所持する者
- (6) 高知市長が交付する高知市長寿手帳を所持する65歳以上の者
- (7) 第1号から第5号までに掲げる者（以下この号において「身体障害者等」という。）を直接介護し、又は介助するために必要な者（身体障害者等1人につき1人とし、当該身体障害者等と同時に博物館に入館する場合に限る。）

追加〔平成28年条例78号〕

(利用料金の承認の申請)

第13条 指定管理者は、条例第13条第1項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事に対して、別記第14号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第13条第2項の規定により知事の承認を得た利用料金の額を変更しようとするときは、知事に対して、別記第15号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

追加〔平成28年条例78号〕

(附属設備に係る基準額)

第14条 消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第2の3の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(観覧料及び使用料の額)

第15条 条例第16条第2項及び第3項の規則で定める観覧料及び使用料の額は、知事が別に定める。

追加〔平成28年条例78号〕

(観覧料及び使用料の減免の申請等)

第16条 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき観覧料を減額し、又は免

除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

(1) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒の引率者が、教育課程に基づく教科学習の一環として観覧するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。

2 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

(1) 国、地方公共団体又はその他の公共的団体が、県若しくは教育委員会と共催し、又は県若しくは教育委員会の後援を受けて展覧会等を開催する場合で、知事が必要があると認めたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。

3 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第16号様式による観覧料減額（免除）承認申請書をあらかじめ提出しなければならない。

4 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第17号様式による使用料減額（免除）承認申請書を第2条第2項の利用許可申請書、第6条第1項の写真等撮影等許可申請書若しくは第8条第1項の資料等撮影等許可申請書又は第4条第2項若しくは第7条第2項の利用等変更許可申請書とともに提出しなければならない。

5 知事は、前2項の規定による申請があった場合において、観覧料又は使用料の減額又は免除を承認するときは別記第18号様式による観覧料減額（免除）承認通知書又は別記第19号様式による使用料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(観覧料及び使用料の還付の請求等)

第17条 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき観覧料又は使用料を還付する特別の理由があると認めるときは次の各号のいずれかに該当するときとし、当該還付する観覧料又は使用料の額は当該各号に定める額とする。

(1) 災害その他の不可抗力により博物館が展示する資料等の観覧若しくは利用施設の利用ができなくなった場合又は県若しくは指定管理者の都合により利用の許可、写真等の撮影等の許可若しくは資料等の撮影等の許可を取り消した場合 既納又は過納となる観覧料又

は使用料の額に相当する額

(2) 利用施設の利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の2月前までであった場合 既納又は過納となる使用料（附属設備の使用料を除く。）の額の2分の1に相当する額及び既納又は過納となる附属設備の使用料の額に相当する額

(3) 利用施設の利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の2月前に当たる日の翌日から当該利用を開始する日の前日までの間にあった場合 既納又は過納となる附属設備の使用料の額に相当する額

(4) 使用料を納付した後当該利用等を開始する日の前日までに使用料の減額又は免除を承認した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

2 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき観覧料の還付を受けようとする者は、観覧券を提示した上で、知事に対して、別記第20号様式による観覧料還付請求書を提出しなければならない。

3 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第21号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。

4 知事は、前2項の規定による請求があった場合において、観覧料の還付を決定したときは観覧券と引換えに観覧料を還付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知し、使用料の還付を決定したときは別記第22号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(入館の制限)

第18条 知事又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

(1) 博物館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊するおそれのある者

(2) 他の博物館を利用する者（以下「利用者」という。）に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者

(3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者

(4) 前3号に掲げる者のほか、博物館の関係職員の指示に従わない者

追加〔平成28年条例78号〕

(管理上の立入り)

第19条 利用者は、博物館の関係職員が博物館の施設、設備等の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

追加〔平成28年条例78号〕

(設備の制限)

第20条 利用者は、博物館の施設に特別の設備をし、又は設備に変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(原状回復義務)

第21条 利用者は、利用施設の利用が終わったとき又は条例第10条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る施設、設備等を原状に回復し、博物館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(汚損等の届出)

第22条 利用者は、博物館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

追加〔平成28年条例78号〕

(寄贈又は寄託)

第23条 博物館に資料等を寄贈し、又は寄託しようとする者は、知事に対して、別記第23号様式による資料等寄贈(寄託)申込書を提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申込みを承諾したときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

3 知事は、資料等の引渡しを受けたときは、別記第24号様式による資料等受領書を第1項の規定による申込みをした者に交付するものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第24条 条例第20条の規則で定める申請書は、別記第25号様式によるものとする。

一部改正〔平成28年条例78号〕

2 条例第20条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第19条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第21条第3項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

一部改正〔平成28年条例78号〕

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

追加〔平成28年条例78号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な書類)

2 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行の日前に于行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第2条第1項及び第2項の規定の例による。

附 則 (平成28年11月29日規則第78号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年3月4日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請等に必要な書類)

2 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行の日前に于行う利用等の許可等及び利用料金の承認等の申請に必要な書類については、この規則による改正後の高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第2項及び第3項、第8条第1項並びに第9条第1項並びに第13条の規定の例による。

別表 (第14条関係)

附属設備名	単位	基準額				時間外 利用料金 (1時間 につき)
		基本利用料金				
		午前	午後	夜間		
天井プロジェクター	1式	1,320円	2,200円	2,200円	440円	
プロジェクター	1式	390円	650円	650円	130円	
電動昇降スクリーン	1張	270円	450円	450円	90円	
ダイナミックマイク	1本	60円	100円	100円	20円	
ワイヤレスマイク	1本	120円	200円	200円	40円	
演台	1台	210円	350円	350円	70円	
花台	1台	150円	250円	250円	50円	
PAセット (アンプ1台、 スピーカー 2台、ダイ ナミックマ イク1本、ワ イヤレスマ イク2本)	1式	960円	1,600円	1,600円	320円	

備考

1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「夜間」とは午後5時から午後10時までの間をいう。

2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端

数を1時間として計算する。

3 この表に定めのない附属設備に係る基準額は、その都度知事が定める。

4 消耗器材費及び附属設備の利用に係る特別の労力を要する費用は、この表の基準額には含まないものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

別記第1号様式（第2条関係）

高知県立高知城歴史博物館利用施設利用許可申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第2号様式（第3条関係）

高知県立高知城歴史博物館利用施設利用許可書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第3号様式（第4条、第7条関係）

高知県立高知城歴史博物館利用等変更許可申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第4号様式（第5条、第7条関係）

高知県立高知城歴史博物館利用等変更許可書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第5号様式（第6条関係）

高知県立高知城歴史博物館写真等撮影等許可申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第6号様式（第6条関係）

高知県立高知城歴史博物館写真等撮影等許可書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第7号様式（第8条関係）

高知県立高知城歴史博物館資料等撮影等許可申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第8号様式（第9条関係）

高知県立高知城歴史博物館資料等撮影等許可書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第9号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧券

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第10号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧券

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第11号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧券

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第12号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館年間観覧券

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第13号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧券

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第14号様式（第13条関係）

高知県立高知城歴史博物館利用料金承認申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第15号様式（第13条関係）

高知県立高知城歴史博物館利用料金変更承認申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第16号様式（第16条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧料減額(免除)承認申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第17号様式（第16条関係）

高知県立高知城歴史博物館使用料減額(免除)承認申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第18号様式（第16条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧料減額(免除)承認通知書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第19号様式（第16条関係）

高知県立高知城歴史博物館使用料減額(免除)承認通知書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第20号様式（第17条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧料還付請求書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第21号様式（第17条関係）

高知県立高知城歴史博物館使用料還付請求書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第22号様式（第17条関係）

高知県立高知城歴史博物館使用料還付決定通知書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第23号様式（第23条関係）

資料等寄贈(寄託)申込書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第24号様式（第23条関係）

資料等受領書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第25号様式（第24条関係）

指定管理者指定申請書

[別紙参照]

一部改正〔平成28年条例78号〕

高知県立高知城歴史博物館 年報
第8号
令和5年度

発行日 令和6(2024)年7月4日
編集・発行 公益財団法人土佐山内記念財団
〒780-0842 高知市追手筋2丁目7番5号
TEL 088-871-1600
FAX 088-871-1619
<https://www.kochi-johaku.jp/>
印刷 川北印刷株式会社

